

第11号様式の7 (第5条関係)

政務活動記録簿 (要請陳情)					
会派・議員名 太田 教					
年 月 日	2022年4月15日				
政務活動先	政府要望 (厚生労働省、国土交通省、経済産業省、観光庁、防衛省)				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁 (衆議院会館と参議院会館でおこなうレクチャーの方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	別紙				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都ー東京 (往復)	27490 円	2
	京都	近鉄	大和高田ー京都 (特急)	900 円 特急 920 円	3
	国会議事堂	東京メトロ	東京ー国会議事堂	170 円	3
	東京	東京メトロ	国会議事堂ー東京	170 円	3
	大和高田	近鉄	京都ー大和高田 (特急)	900 円 特急 920 円	3
		合計 31470 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：各省庁宛要望書、要望書提出 (写真)				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

厚生労働大臣 後藤茂之 様

日本共産党奈良県議団

山村幸徳・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

今日の保健所業務ひっ迫の原因は、1990年代後半以降に保健所・地方自治体職員の削減を進めてきたことです。直ちに事務連絡の撤回・修正し、職員の増員を求めます。また、過重勤務にある職員に対し、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル導入など、実効性ある対策を示すことを求めます。

4. 雇用調整助成金等の上乗せ再開と、全国一律による特例適用を

昨年5月以降、国の「雇用調整助成金」の助成率が原則10/10→9/10に引き下げられています。奈良県では中小企業などの雇用維持を支援する観点から5月～11月の間、1/10の上乗せ補助を行い事業者を支援してきました。今年1月以降、オミクロン株による感染が急拡大する中、11月で一旦停止した雇用調整助成金の1/10の上乗せ補助を令和4年1月～3月について再開したところです。

感染再拡大に対する警戒が必要な中、雇用調整助成金等の上乗せの再開を求めます。また、幅広い事業者が大きく影響を受けていることから、雇用調整助成金の特例措置については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律による適用を求めます。

5. 小學校休業等対応助成金について、支給上限額は全国一律に

コロナ禍において、子育て世代の労働者は学校休業等に伴い、子どもの世話をするために仕事を休まなければなりません。このことは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用地域かどうかに関わりません。

ところが、休業対応助成金については、適用地域かどうかによって上限額に差異が生じており、このことは制度上合理性に欠けます。支給上限額を同じにするよう、制度改正を求めます。

(以下は、回答は求めませんが、真摯な対応を求め申し入れるものです)

子ども医療費をはじめ、福祉医療の窓口負担軽減へ、被験調整措置の見直しと、高校卒業までの保険料無料化を

子ども医療費助成にかかる国民健康保険の被験調整措置(ペナルティ)の見直しにより、奈良県でも令和元年8月から一部負担金500円で受診できるようになりました(就学前まで)。しかし就学後の子どもの医療費助成やその他の福祉医療制度(心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療)について奈良県は、いったん窓口で負担した後から一部負担金を差し引いた額を返還する「自動償還払い」制度を採用しているため、窓口での負担が発生します。

現在奈良県内では、子ども医療費助成の対象年齢を拡大する自治体が増えており、令和3年8月1日現在20市町村が18歳まで拡大していますが、窓口負担が大きいため受診をためらうケースが多くあります。学校保健統計によれば、奈良県で1万2000人の子どもが虫歯治療を受けられています。窓口負担の軽減は、早期発見・早期治療が促され医療費の削減にもつながります。

窓口の見直しを求めます。またその他の福祉医療制度についても、窓口負担なく受診できるよう被験調整措置の見直しを求めます。

国民健康保険の保険料は、子どもが多いほど均等割りが増える仕組みになっており、少子化克服と矛盾した制度になっています。厚生労働省は「子育て世帯の負担軽減」を進めるとして未就学児に限りに「均等割」部分の5割を軽減する方針を決めました。この軽減措置の対象年齢を拡大するとともに、高校卒業までの子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間)について保険料は無料になるよう支援を求めます。

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

1. 国民健康保険の都道府県単位化に伴い、市町村独自の保険料負担軽減策を認めることにも、保険料算定基準に反映される徴収率の設定は実態に見合ったものにする。国民健康保険の保険料負担軽減のために、多くの市町村が一般会計から繰り入れを行ったり、独自の減免制度を実施しています。ところが奈良県は、国民健康保険が都道府県単位化される際に、これら独自の負担軽減策を認めないとしています。この背景に、厚生労働省が「保険料の統一を後押ししている」という、法定外繰り入れをやめた自治体に財政支援を厚くするなど、保険料の統一を後押ししている影響があります。厚労省として、上記のような施策はやめ、市町村独自の負担軽減策を認めることを求めます。

また、奈良県は国民健康保険の都道府県単位化に伴う保険料算定について、当初は各市町村ごとの徴収率の3年間の平均を基準としていましたが、令和2年度からは県内市町村を徴収率に応じて2つの区分に分け、高い徴収率を市町村に押し付けています。保険料算定基準に反映される徴収率の設定は実態に見合ったものとなるよう、厚生労働省の取り組みを求めます。

2. 医療従事者などの社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機期間短縮のための検査費用については公費負担を

コロナ感染拡大期に医療体制を維持することを目的に、職員など社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の自宅待機期間を「原則7日間」から「5日目から出勤可能」と変更されましたが、その際のPCR等の検査費用は病院の自己負担となっています。

医療関係者のみなさんは、コロナ感染症の始まりからすでに2年以上対応に追われ、命を守るために日夜奮闘され疲労困憊されています。現場の皆さんに寄り添い、支えることが求められています。

医療従事者などの社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機期間短縮のための検査費用については、公費負担とすることを求めます。

3. 保健所業務の民間委託を促進する事務連絡の撤回・修正と、職員の増員、実効性ある過重労働対策を

厚生労働省が4月4日に差出した保健所体制に関する事務連絡では、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の業務について、民間委託を「原則」とし、さらに「外部委託が可能な業務」として「発生届けの入り、電話相談、健康観察、各種証明書交付」などを示しました。これらは膨大な個人情報を含み、専門的な知識や経験を必要とする相談・健康観察業務まで委託可能としていることは看過できません。

経済産業大臣 萩生田光一 様

日本共産党奈良県団

山村幸徳・今井光子・小森照代・木田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。

奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原簿事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。

奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の認定で固定価格が1kw当たり40円が維持されており、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わっています。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可取得後も工事着手せず、1年3カ月後にやつと着手しましたが、直後に林地開発許可申請書の「下流河川流下能力計算書」が偽装であったことが住民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、流下能力のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。

さらにこの「数値偽装」は、2021年2月の開発変更申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見具申されました。有資格者である測量士・1級建築士が関わった測量結果を歪めた虚偽の書類が作成されたのです。奈良県において2度も確認の機会がありながら見過ごされたことは重大です。この「水害勾配偽装」問題については、林野庁通達に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。廃棄物が混入した違法盛り土造成であり、同時期に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることから、住民の不安は大きくなっています。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅地開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。

全国再エネ問題連絡会では全国のメガソーラーの買値調査を行い、政府に10件以上の危険な案件を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となっている2012年、2013年度に認定された事業者ですが、実態は、ペーパーカンパニーによる杜撰な工事やパネルの飛散、土砂災害の発生等が報告されています。

- (1) 不法行為などの通報に対してどのような対応を行っているか明らかにしてください。
- (2) 不法行為を犯した事業者に対し、FIT認定の取り消し等、厳しい措置を求めます。また、これまでに不法行為などでFIT認定を取り消された事例があれば、明らかにしてください。

保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすること

無料低額診療事業は、社会福祉法第1条第3項9号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業です。しかし、保険薬局で調剤処方された場合の調剤費については、本事業の対象となっていない。これに対し、調剤費の全額または一部については、地域の実情や財政状況等にに応じて助成を行っている自治体もありますが、その数は自治体のごく一部にとどまっています。

保険薬局における調剤費を無料低額診療事業の対象とすることを求めます。

看護職員等における処遇改善について

2021年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、2022年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組みが創設されました。また、2月から前倒しで賃上げ効果が継続される取り組みを前提とし、収入を月額4,000円引き上げる措置(看護職員等処遇改善事業)が実施されたこと、重要なこと、府が認め、その改善に取り組み始めたことは、重要なこと、府が認め、その改善に取り組み始める分配職員の往とされたものであるものの、対象が一部に限定されるなど場当たり的な対応の側面が非常に強く、医療現場に新たな分断と対立、混乱をもたらすものとなっています。

(1) 対象が一部に限定されている「看護職員等における処遇改善」を全ての医療機関に拡大するとともに、看護職の大層増員を実現するための財政補償を政府の責任で実施することを求めます。

(2) 医療機関で働くすべての職種を処遇改善の対象とするともに、そのために必要な財源補償を行うことを求めます。

環境大臣 山口壯 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが顕著しています。2012年度にスタートしたFIT法は、既設事故をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。

奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の認定で固定価格が1kwH当たり40円が維持されており、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わっています。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可取得後も工事着手せず、1年3カ月後にやっと着手しましたが、直後に林地開発許可申請書の「下流河川流下能力計算書」が偽造であったことが住民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、流下能力のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。

さらにこの「数値偽造」は、2021年2月の開発案真申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見書が提出されました。有資格者である測量士・1級建築士が関わった測量結果を歪めた数値の偽造が作成されたのです。奈良県において2度も確認の機会がありながら見過ごされたことは重大です。この「水防勾配偽造」問題については、林野庁通達に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。廃棄物が混入した違法盛り土造成であり、同時期に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることから、住民の不安は大きくなっていきます。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅建開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT認定の取消が必要と考えます。

全国再エネ問題連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となっていた2012年、2013年度に認定された事業者ですが、実態は、ペーパーカンパニーによる杜撰な工事やパネルの飛散、土砂災害の発生等が報告されています。

(1) 奈良県は、産業廃棄物が混入した盛土について、混入物を除去することなしに、さらにその上に新たな盛土造成を行う事業計画を許可しています。産廃が混入する違法状態を解消するためには、混入物の除去が必要ではないでしょうか。環境省の認識をお示しください。

林野庁長官 天羽 隆 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

林地開発事業における住民の安全、災害の防止、水害の防止について

平群町操原地区の太陽光発電施設の実業者は、2019年4月8日の「林地開発許可申請」において、開発による流量増加が流せないため、勾配の数字を偽造し、書類上は流下能力があるとして許可を取得しました。この虚偽申請が発覚し問題となったため、現在、行政指導により工事が中断しています。

林野庁「開発行為の許可基準の運用細則の適用について」(平成14年5月8日付)では、別紙1第3の1で「下流における流下能力を考慮の上」とは「開発行為の施工前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨である」としています。

この許可基準に基づき、平群町の開発予定地を専門家が確認したところ、下流河川の調査地点(茅下流域には大型の住宅地が存在しており、河川の流下能力を超過する排水が流された場合、流下は5~10mm毎秒の災害レベルの流速となることから、住民の不安が広がっています。

(1) 林野庁「開発行為の許可基準の運用細則の適用について」によると、3年確率のピーク流量が流せない地点がある場合には、当該地点の流下能力以上は流してはならないことになると考えますが、林野庁の見解を明らかにしてください。

(2) 奈良県において、大和川総合治水条例による「大和川流域調整池技術基準」では、市街化調整区域では50年確率が基準雨量とされ、一方、「奈良県林地開発行為の許可基準」では50年確率は適用されており、30年確率を基準としています。しかし、平群町のメガソーラー建設予定地は市街化調整区域であり、50年確率を適用すべきと考えますが、林野庁の見解を明らかにしてください。

国土交通大臣 斎藤鉄夫 様

日本共産党奈良県議団

山村幸壽・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市長)・宮本文郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県民から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

1, メガソーラーによる乱開発から住民生活を守る取り組みを

現在、全国でメガソーラー設置に伴う住民トラブルが頻発しています。2012年度にスタートしたFIT法は、原簿専売をきっかけに再生エネルギー普及のために制定されたものですが、実態は大きくかけ離れ、外資や投資家の格好の高利回り投資物件として問題を引き起こしています。

奈良県平群町におけるメガソーラーの設置事業者は、2012年度(初年度)の設定で固定価格が1kwH当たり40円が維持されており、経営主体は工事すら着手していない段階で少なくとも4回変わっています。さらに事業者は2019年11月の奈良県林地開発許可取得後も工事着手せず、1年3ヵ月後にやっと着手しましたが、直後に林地開発許可申請書の「下流河川流下能力計算書」が偽装であったことが住民の調査で発覚し、県より工事停止が命じられました。そのまま工事が進められると、流下能力のない河川に大量の雨水が流れ込み、大雨時に洪水が発生し大災害をまねくところでした。

さらにこの「数値偽装」は、2021年2月の開発変更申請時にも引き継がれ、同じように県によって審査され平群町に意見具申されました。有資格者である測量士・1級建築士が関わった測量結果を歪めた虚偽の書類が作成されたのです。奈良県において2度も確認の機会がありながら見過ごされたことは重大です。この「水路勾配偽装」問題については、林野庁通達に基づき、奈良県から近畿経済産業局に通報されています。

また2021年夏には、開発地に大量の産業廃棄物が埋まっていることが発覚しました。廃棄物が混入した違法盛り土造成であり、同時期に発生した静岡県伊豆山における土石流災害と同様であることから、住民の不安は大きくなっていきます。

本案件は以上のように①FIT法の主旨から逸脱した長期未稼働であり不適格案件であること、②有資格者による意図的なデータ改ざんによる不正な林地開発・宅地開発が行われた重大な法令違反であること、③不正が正されることなく工事が行われた結果、土砂流出などの問題が起き、さらに大きな災害の不安があること、などの理由により、FIT協定の取消が必要と考えます。

全国再生エネルギー問題連絡会では全国のメガソーラーの実態調査を行い、政府に10件以上の危険な実態を告発しています。多くの案件が、高額買取価格となっている2012年、2013年度に認定された事業者ですが、実態は、ペーパーカンパニーによる杜撰な工事やパネルの飛散、土砂災害の発生等が報告されています。

(1)産業廃棄物が混入した違法な盛り土造成の上に、新たな盛り土造成をおこなうことは、違法に当たらないでしょうか。またその際の安全確保策について、現行法での対応及び今審議されている盛土規制法案が成立した場合での対応をお示し下さい。

2, 五條市に建設予定の「2000メートル滑走路」について

奈良県は、広域防災拠点整備において2000メートル滑走路の建設を計画しています。リニア新幹線の誘致・建設によって生じる残土を利用して、谷を大規模な盛り土で埋めて建設される計画です。事業費は現時点で720億円を見込んでいます。

もともと奈良県の広域防災拠点がないために、消防学校の建て替えと合わせて600メートルの滑走路を整備する計画でした。ところが突然、南海・東南海トラフの大震災に備えるために整備が必要との理由で、計画が変更されました。県民からは「2000m滑走路建設ではなく、消防学校の建て替えと防災拠点整備を急いでほしい」との声が寄せられています。

(1)奈良県はこの2000メートル滑走路について、航空法に基づかないとの路線を示していますが、災害時には固定翼機の離着陸を想定しており、航空法に基づき空港として国土交通省との事前協議が必要と考えます。この点について、国土交通省の路線を示してください。

(2)奈良県は、同事業を国土交通省が策定している「南海トラフ巨大地震対策計画」に位置付けてもらうと説明していますが、国土交通省も同様の見解なのか、お聞かせください。

(3)大規模盛り土造成の安全性はどのように担保されるのか、お示しください。

3, 京奈和道大和北道路の地下トンネル工事について

国土交通省は平成30年3月30日、京奈和自動車道大和北道路の奈良北インターから、郡山下ツ道JCTまでの事業許可を行いました。これにより、大和北道路は有料道路事業と公共事業の合併施行方式で整備されることとなりました。事業説明では、大深度地下トンネルを想定されている区間は全長約4.5kmで、2本並行する直径16.5メートルのトンネルをシールドマシンで掘るとされています。

ところが2020年10月、同様にシールドマシンの掘削された東京外環道トンネルで陥没事故がありました。大和北道路の事業もほぼ同様の工事であると想定されることから、住民の間で「安全神話」が崩れた」と不安の声が広がっています。

奈良県が平成18年7月に行った環境影響評価によると、工事実施段階での環境影響として、建設機材の稼働による騒音振動・粉塵等が項目として入っていますが、土壌露掘や地質などの項目はありません。住民の安全、財産を守る上からも、大和北道路の大深度トンネル工事についてのリスクを科学的に把握する必要がありますが、地上への影響についての国土交通省の路線を示していただくとともに、

計画地域の地盤を調査し、その結果を住民に示すことをとめます。

法務大臣 古川積久 様

日本共産党奈良県議団

山村幸穂・今井光子・小林照代・太田敦

日本共産党奈良県委員会

北野いつ子(前大和郡山市議)・宮本次郎(前奈良県議)

日頃の取り組みに、心から敬意を表します。
奈良県長から寄せられている要望について、以下のように取りまとめました。真摯に受け止めて対応していただきますようお願いいたします。

旧奈良監獄の保存活用について

旧奈良監獄は、明治期に日本が近代化を図る際の象徴ともいえる洋風レンガ作りの建造物であり、文化財としての価値が認識されています。また、戦前は奈良監獄として、戦争に反対した人々を「治安維持法違反」として収監した歴史があり、戦後は少年刑務所として受刑者の社会復帰の取り組み、職業訓練や更生教育が行われてきました。文化財として保存するとともに、日本の真の歴史や戦後の更生行政の歴史を常設展示する資料館として活用されるべきです。

現在、ホテルとして活用し、その経営の延長線上で資料展示することが計画されていますが、収益が上がりなければ資料館が運営されなくなるのでは、と住民らから危惧の声が寄せられています。私企業の収益のためではなく、国民の財産として建物の価値を損ねることなく活用されるよう、保存管理計画を策定することを求めます。

昨年5月に、日本共産党国会議員団近畿ブロックと党奈良県議団、党奈良市議団で、取り組みの現状について説明を受けましたが、その後の進展について明らかにしてください。

4月20日、コロナ禍で寄せられている県民の声や医療関係者の要望、メガソーラー建設による環境破壊から住民の安全を守る取り組みなどについて関係省庁に申し入れました。

「コロナ禍3年目を迎え、医療従事者や保健所勤務の皆さんが懸命に奮闘されている」とし、看護師などエッセンシャルワーカーの待遇改善、保険薬局による調剤費の無料低額診療事業対象化、医療従事者などが濃厚接触者になった場合の待機期間短縮検査費の公費負担などについて政府の取り組みを求めました。

また、保健所業務の民間委託を促進する事務連絡の撤回を求めるとともに、医療費の窓口負担について「厳しい経済情勢のもと受診抑制が進んでいる」として、子ども医療費の窓口負担軽減、国民健康保険の県単位化に伴う市町村独自の保険料減免策を認めることなどを求めました。

この他、平群町ですすめられているメガソーラー建設について、「住民の間では、数値を偽装し開発申請する事業者への不信感が広がり、産業廃棄物が混入され盛り土にさらに大規模な盛り土が計画され土砂災害への不安が広がっている」とし、「まともに対処しない県行政もひどい」と法に基づく厳正な対応を求めました。関係省庁は「現状について県と認識を共有したい」としました。

そして五條市で進められようとしている2000m滑走路建設について「県民からは老朽化がひどい消防学校の新築移転や防災拠点整備を急いでほしいとの声が寄せられている」として国土交通省の認識をただすとともに、平城宮跡の地下をトンネルで掘る京奈和自動車道大和北道路について「東京外環道の陥没事故で“安全神話が崩れた””文化財を守れるのか」と不安が広がっている」とし地盤調査や計画の見直しを求めました。

太田 敦



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2022年5月10日				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月 (NO. 118) (118800枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (107100枚)、ポスティング・駅頭配布等 (11700枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会 (予算議会) の提案、議論 (質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・磯城郡で県がすすめていた大和平野中央プロジェクト事業に、突然、知事が国家戦略特区スーパーシティ構想をかぶせてきたことで、県民的計画が国家戦略に変質し、住民の個人情報企業が流れ、住民が議会やまちづくりの諸決定に加われない「地方自治の破壊」につながる恐れがある。専門家を講師に住民学習会に取り組み、議会での論戦を知らせた。 ・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナウイルス感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案組み替え提案をおこない、その内容を詳細に報告した。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	82467円	(@2.8円) 107100枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4	8
	印刷代	関西共同印刷所	71500円	118800枚分 × 1/4	9
	合計 153967円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年4月号 (No.118)				

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 太田 敦				
年 月 日	2022年5月11日他			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) 2022年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	20000円×1/4=5000円	14
備考	特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会則

昭和2年	2月12日	総会議決
昭和23年	8月5日	改正
昭和24年	3月5日	一部改正
昭和28年	2月7日	全面改正
昭和29年	2月26日	一部改正
昭和30年	8月25日	一部改正
昭和31年	2月26日	一部改正
昭和34年	10月1日	一部改正
昭和39年	4月24日	一部改正
昭和45年	5月22日	一部改正
昭和50年	5月13日	一部改正
昭和51年	5月27日	一部改正
平成4年	3月25日	一部改正
平成8年	3月19日	一部改正
平成9年	4月1日	一部改正
平成17年	3月19日	全部改正
平成18年	4月1日	一部改正
平成18年	3月17日	一部改正

第1章 総則

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

第2条 この会の事務所は、奈良県統計協会管内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
 - (2) 統計機関防及び統計に関する図書等の発行
 - (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
 - (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
 - (5) 統計功労者の表彰
 - (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村(正会員)並びにこの会の趣旨に賛同するもの(特別会員)をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

2 副会長は、奈良県統計主管部(課)長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。

3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。

4 理事は、各市統計協会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。

5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事長は、常時会務を掌理し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。

5 監事は、この会の会計を監査する。

6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。

3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

- 第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。
2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。
3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合には開催する。
(1) 理事会で開催を決議したとき。
(2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
(3) 会長が特に必要と認められたとき。

(総会の附随事項)

- 第13条 総会は、次の事項について審議する。
(1) 会務報告
(2) 第12条第2項によって総会の附随を必要とされた事項

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。
2 理事会は、次の場合に随時開催する。
(1) 会長が必要と認められたとき。
(2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
(3) この会則に定めるものほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

- 第15条 理事会は次の事項を議決する。
(1) 会則の改廃及び議程の制定または改廃
(2) 事業計画及び予算の決定
(3) 事業報告及び決算の承認
(4) 会費及び負担金に関する事項
(5) 基金及び財産の管理に関する事項
(6) 総会に附随する事項
(7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

- 第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

- 第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の議決事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認められた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

- 第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

- 第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。
2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

- 3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

- (1) この会の解散
(2) 財産の処分
(3) 会則の改廃

(書面表決等)

- 第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。
2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

- 第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。
2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

- 第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。
2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

- 第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

- 第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

- 第28条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委 任)

第29条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則 (第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正)

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則 (第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正)

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則 (第4条、昭和39年4月24日一部改正)

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正)

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (第9条、平成4年3月25日一部改正)

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正)

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (第8条、平成8年4月1日一部改正)

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月19日全部改正)

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日一部改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日一部改正)

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年

1月1日から適用する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
藤城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	葛籠村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

令和4年度 奈良県統計協会事業計画

○理事会の開催

令和3年度事業報告及び決算、並びに令和5年度事業計画(案)及び予算(案)を審議する理事会を開催します。

○特別会員の募集

統計思想の普及向上と統計の活用を進めるため、特別会員の加入の促進を図ります。

年会費 1口 20,000円

統計レポートをはじめ当協会発行の刊行物を配付します。

○統計研究活動等への助成

- 1 市、郡統計協会への助成
 - ・各統計協会の支部活動事業を促進するため、支部運営補助金を交付します。
- 2 統計団体への助成
 - ・統計教育の普及振興を推進するため、奈良県統計・情報教育研究会に対し、研究活動費の一部を助成します。
 - ・統計調査を円滑に推進するため、統計団体に対し、活動費の一部を助成します。

○統計書の発行

- 1 統計の普及と活用を図るため、広く一般県民に「奈良県統計年鑑」及び「100の指標からみた奈良県勢」等の統計資料を提供します。
販売図書については希望者に販売します。
- 2 (一般財団法人)日本統計協会が発行された優良図書を市町村、特別会員等に斡旋します。

○奈良県民手帳の発行

2023年版(令和5年版)奈良県民手帳を発行します。

作成冊数 11,000冊
頒布価格 1冊600円

○統計レポートの発行

当協会の機関誌「統計レポート」を年2回発行し、関係機関等に配付します。

○奈良県統計功労者表彰式の実施

令和4年度統計功労者として表彰される統計調査員、事業所等に対する各府省大臣表彰をはじめ奈良県統計功労者表彰等の表彰式を奈良県との共催で行います。

日時 令和4年12月(予定)

場所 奈良市内(予定)

○奈良県統計グラフコンクール及び展示会の開催

統計思想の普及と統計の表現技術の向上を図ることを目的として広く県民から統計グラフを募集し、奈良県統計グラフコンクールを実施します。また、優秀作品は全国コンクールに出品するとともに、県庁屋上ギャラリー等において入賞作品の展示会を開催します。

○統計担当者研修の実施

統計思考力の向上を目的として、奈良県統計協会支部職員を対象とする研修を実施します。

奈良県統計協会では次の統計刊行物を販売しております。

▶統計刊行物

- ・2022年版奈良県民手帳(600円)
- ・100の指標からみた奈良県勢(500円)
平成24～令和元年版 B6版
令和2～3年版 A5版
- ・奈良県統計年鑑(3200円)
平成12～令和2年度

▶ご購入

FAXまたはお電話でお申し込みください。FAX 0742-27-0615 / TEL 0742-27-8439
郵送(送料実費負担)または県庁での受け取りとなります。

統計レポート

寄稿

「国勢調査2020」の結果を詳しくみる②
—奈良県の年齢別の人口流出入（5年前と比較）—

特集

- (1) 奈良県年齢別推計人口（令和3年10月1日現在）の概要
- (2) 令和3年10月1日における奈良県推計人口（年報）の概要
—1年間の人口移動状況—
- (3) 「奈良スタットイベント」について
—令和3年度奈良スタットイベント（統計活用事例発表会）開催報告—
- (4) 奈良県の家計収支、所得及び資産・負債の状況
—2019年全国家計構造調査 奈良県の概要—
- (5) 奈良県製造業の動向について
—令和3年奈良県鉱工業指数から—
- (6) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況
—令和3年度学校基本調査の結果から—

奈良県統計協会

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 太田 教				
年 月 日	2022年5月11日			
年会費名	建設政策研究所2022年度会費			
相手方	特定非営利活動法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2828 円	11000 円+振替手数料 313 円=11313÷4 (4人で分担) =2828 円	
		合計 2828 円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 建設政策研究所 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コーポ前川1F北海道建設厚生協会の内、及び大阪府大阪市中央区約稿町1丁目1-1谷町秋田ビル501号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境破壊を起ささない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

(5) 講演・講師活動

(6) 研究会・シンポジウム

(7) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会費は、附則で別に定める会費(会計年度途中入会会員を含む)を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
 - (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
 - (4) 定款に違反したとき
- 2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(提出金品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の提出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
- 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、選滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、専務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が結集するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に衆明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(専務局及び職員)

第17条 この法人の事務を処理するため専務局を置く。

- 2 専務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第5章 顧問

(顧問)

- 第18条 この法人は顧問を置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 3 顧問に關する必要な事項は、理事会で定める。
 - 4 顧問は理事会における議決権を有しない。

第6章 総会

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 決算報告
- (2) 事業報告
- (3) 監査報告
- (4) 中期計画及びその変更
- (5) 事業計画及びその変更
- (6) 予算計画及びその変更
- (7) 役員の選出及び解任
- (8) 委員会の新規設置
- (9) 会費の金額
- (10) 定款の変更
- (11) 解散
- (12) 合併
- (13) その他運営に關する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、第20条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第20条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第23条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1団体1名と数える。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することによる。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができ。

3 前項の規定により表決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事録)及び第37条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の内容及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、

押印しなければならない。

第7章 理事会等

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会の運営に関する事項は別に定めることができる。

(運営会議)

第29条 理事会の決定を実施するため、運営会議を設置することができる。

2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び専務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。

3 運営会議は本条第1項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第30条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。

3 各委員会の委員長は委員の互選とする。

4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。

(1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。

(2) 研究委員会は、情報分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会(プロジェクトチーム)の編成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネジメントを行う。

(研究会)

第31条 必要に応じて、第29条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会(プロジェクトチーム)を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第32条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

2 研究会に関する事項は別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 研究及び事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予算の既定及び使用)

第35条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができ、

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第38条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不成功
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 遺産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散(合併及び遺産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第8項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 雑則

(総則)

第43条 この定款に異議が生じた場合は理事会の解釈に随う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

2 この定款が既定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

附則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理事	椎名 恒
副理事長	荒井 泰男	同	関口 俊雄

同	江澤 和治	同	田中 政広
同	大塚 紀革	同	谷野 洋
同	坂庭 國晴	同	塚原 楷介
同	清水 謙一	同	筒井 等
専務理事	辻村 定次	同	福嶋 実
理事	荒川 隆男	同	古澤 一雄
同	今井 拓	同	丸山 信二
同	後藤 英輝	同	三橋 正廣
理事	山田 規世		
監事	深見 勝治	同	藤好 重泰

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 10 月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

- (1) 団体会員 1 日 1 万円
- (2) 個人会員 1 日 5 千円
- (3) 賛助会員 1 日 5 万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009 年 7 月 2 日一部変更

10. 2020 年 3 月 27 日一部変更

建設 政策

—特集—

岸田政権下の建設産業 政策の動向

5 2022
No.203

- ◇ 韓国建設労働者の雇用改善における核心的課題の推進状況
- ◇ 森林環境税の「使い残し」に潜む2つの問題と労働からの再生について
- ◇ 担い手確保を後押しする公契約条例のさらなる改善と発展に向けて～建設政策研究所「川崎市公契約条例調査」より～



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2022年6月10日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2022年5、6月号 (28000枚)、同増刷 (1000枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (20000枚) とポスティング及び街頭配布等 (9000枚、うち単独ポスティング5000枚を含む)				
発行目的	奈良県の新年度予算案に対して、不要不急の事業を取りやめ、コロナから県民の命、健康を守り、県民生活擁護などの事業に取り組む「予算組み替え提案」をおこなった太田敦県議の諸活動と結果を広報し、意見を求める。				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共産党県議団が、提案された奈良県予算案に対して17億円の予算組み替え提案をおこなったことの内容を紹介し、0.3%程度の組み換えでこれだけの県民の願いが実現するということを示した。 ・ 県民の切実な願い実現へ政府省庁への要望をおこない、関係部局の回答を紹介した。 ・ 県政が身近なものであることを示した地域防災、地域の暮らしの要求について、住民といっしょになって運動したことを紹介した。 ・ 意見を集約し、質問に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	199100円	28000枚分×1.1 (消費税)	23
	増刷印刷代	関西共同印刷所	51150円	1000枚分×1.1 (消費税)	23
	新聞折込代	奈良産経企画	61600円	@2.8円×20000枚×1.1円 (消費税)	22
	単独ポスティング代	奈良産経企画	13585円	@2.47円×5000枚分×1.1 (消費税)	22
	合計 325435円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2022年5、6月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

太田 教の県議会報告
日本共産党奈良県議会議員


2022年5、6月
NO. 44

太田あつしがゆく!

日本共産党奈良県議会議員
太田あつし

TEL 0745-59-7102
FAX 0745-59-7102
E-MAIL atsu@ccp.or.jp

プロダクションあつしがゆく | 0745-671132



共産党県議団が警察本部に提言

奈良県警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

無感で暮らすに懸念

大田教議員が提言

奈良県警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

県民の切実な願いを実現へ全力

共産党県議団が政府要望

奈良県警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

提言内容は、警察本部が、県民の安全と安心を確保するため、警察本部に提言を行いました。

冷たくて座れないバス停のベンチを改善

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

片塩ロータリー交差点の歩道橋 安全対策と老朽化対策を求めて申し入れ

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

安全安心のまちづくり 開いのあるまちづくり

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

安全安心のまちづくり 開いのあるまちづくり

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

奈良県議会議員 太田あつし

市民と県政を結ぶに全力を張りたい

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年月日	2022年7月20日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2022年6月号・代表質問告知号 (20000 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (20000 枚)				
発行目的	奈良県議会 6 月定例会における太田敦県議の代表質問の開催日時とその内容について、県民に告知。県政への要望等をつのり、また、議会傍聴 (視聴) を呼びかける。要望、意見を求め、質問等に反映する。				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・太田敦議員の奈良県議会 6 月定例会での代表質問の日時、主な質問内容を知らせ、質問に反映したい願い、要望をつのり、かつ質問時の傍聴 (視聴) をよびかけた。 ・梅雨、台風シーズンを前に「大雨への備え」を呼びかける特集を組んだ。都市型水害に備え、自治体が示す防災情報をよく確認し、ハザードマップで自らの生活の場の災害を想定し、平常時から備えを万全にするとことを呼びかけた。 ・意見を集約し、質問に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	160600 円	20000 枚分×1.1 円 (消費税)	37
	新聞折込代	奈良産経企画	61600 円	@2.8 円×20000 枚×1.1 円 (消費税)	38
	合計 222200 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2022年6月号外 (質問告知号)				

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式 (第5条関係)

政務活動記録簿 (県外・県内視察)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2022年8月4日、5日				
政務活動先	和歌山県(白浜空港、若者の引きこもり支援施設「創」)行政視察				
政務活動の目的	大災害の際、防災拠点施設となる白浜空港と若者の引きこもり支援施設を視察し、それぞれの運営上の課題や問題などを聞き取り、奈良県政に活かすため				
相手方	白浜空港、若者の引きこもり支援施設「創(はじめ)カフェ 説明に共産党和歌山県議団の協力を得た				
内容、結果等 ※視察の効果を 明記のこと	別紙、報告を添付				
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費	10500 円	内訳:ドリーミン和歌山、宿泊費 13466円のうち出張経費基準分を 充当		35
	会費	円	内訳:		
合計	10500 円 (すべて政務活動)				
備考	添付資料: 視察報告、視察要綱				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

奈良県議団(5名) 和歌山県内視察日程 案

和歌山県議団: 高田剛一

●8月4日(木) 高田県議同行

(昼食場所 未定 ご希望があれば...)

午後1時30分～ 南紀白浜空港内 スカイルーム会議室にて
東宮南紀白浜空港の管理、運営について
管理会社 南紀白浜エアポート 岡田信一郎社長

午後2時30分～ 南紀白浜空港および旧空港の広域防災拠点としての活用について
県災害対策課より説明

午後3時30分 終了予定

和歌山市内 宿泊所へ

●8月5日(金) 奥村県議同行

午前10時～ 若者の引きこもり支援に取り組む一歩会 創カフェ にて懇談会
紀の川市粉河853-3

(懇談後、昼食の後、帰路へ)

和歌山県の白浜空港、社会福祉施設視察報告

県会議員 太田 敦

8月5、6の両日、日本共産党奈良県県会議員団として和歌山県へ行政視察。来るべき南海トラフの巨大地震で沿岸地域の人々を地震と津波被害から救済し、救援・復興の「防災基地」と位置付けられている南紀白浜空港を視察しました。翌日は、障害者福祉施設「創（はじめ）カフェ」を訪問、説明をうけました。

メンバー：山村幸博県議、今井光子県議、太田敦県議、白浜空港には大谷龍雄五條市議が加わりました。

南紀白浜空港を視察



8月4日、日本共産党奈良県議団と大谷たつお五條市議と一緒に和歌山県にある南紀白浜空港を視察しました。高田よしかず和歌山県議に現地を案内してもらいました。

南紀白浜空港は、2000メートルの滑走路があり、南海トラフの大震災でも津波の心配がない高台にあります。大規模な防災訓練もされています。空港としては、一日3便しか飛ばないのに赤字経営とお聞きしました。安全に飛行するためには、滑走路のメンテナンスなどで、年間5億円の維持管理費用がかかるということです。毎年、和歌山県が3億円の赤字補てんをしている実態を教えてくださいました。

地方空港はほとんどが赤字経営で維持するのに大変な努力をされているようです。

奈良県では、南海トラフなどの大災害の救援のために五條市に2000メートル滑走路の建設計画を進めています。空港ではなく滑走路です。平時は、収入が見込めません。また、災害時のための滑走路なので年間を通して維持管理しなければなりません。

奈良県では滑走路に720億円の建設費用が見積もられていますが、災害のためなら防災拠点を県内に建設できる方が被災地からも近く、コストも抑えることができ合理的です。

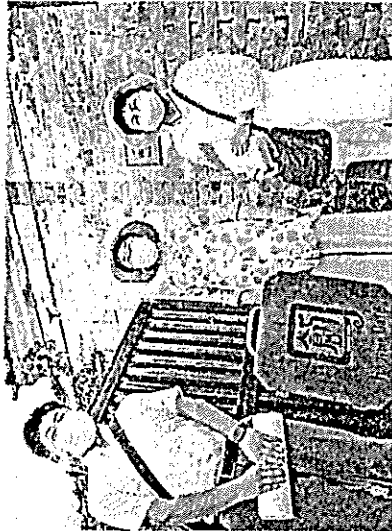
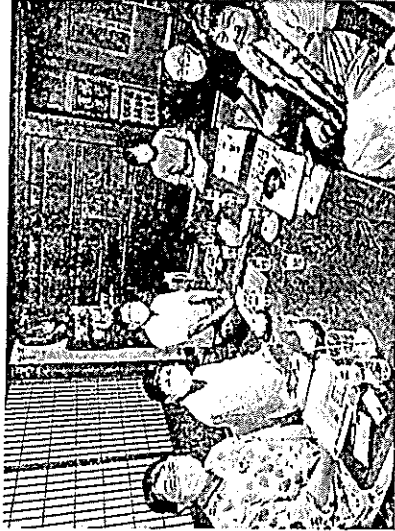
また、今ある南紀白浜空港の活用など本格的に検討すべきです。

南紀白浜空港の2000メートル滑走路を見て改めて奈良県の防災対策の見直しの必要性を実感しました。

創（はじめ）カフェ

8月5日、和歌山県紀の川市にある「創（はじめ）カフェ」を奥村のりこ和歌山県議の案内で見学させていただきました。社会や地域の中で居場所や拠り所をなくした若者が社会とつながったり、カフェで働いたり、生活の場を拓く場として大正時代の登録有形文化財の建物が活用されています。

運営上の諸問題、課題について説明をうけ、運動の成泉などについて学びました。



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 敦					
年 月 日	2022年8月16日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2022年8、9月号 (28000枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (20000枚) ・ポスティング (3000枚+5000枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会でおこなった代表質問の内容を周知し、この間の政務活動等を写真等で知らせ、要求を聴取し、議会活動に反映する。				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月定例奈良県議会における太田敦議員の代表質問の内容を知らせた。緊急内水対策の進捗をただし、都市型水害のいっそうの対策の推進を求めた。平群町のメガソーラー開発問題では、事業者が防災対策工事をきちんと行うよう求め、県が毅然とした姿勢で臨むよう求めた。 ・大和高田市内で豪雨による内水氾濫が発生したことに、現地調査をおこない、かつ被害者の救済・支援の取組をすすめたことを紹介し、大雨被害に備えるよう呼びかけた。 ・意見を集約し、質問に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	172700円	28000枚分×1.1 (消費税)	57
	新聞折込代	奈良産経企画	61600円	@2.8円×20000枚分×1.1 (消費税)	48
	単独ポスティング	奈良産経企画	13585円	@2.47円×5000枚×1.1 (消費税)	59
	追加印刷代	ラクスル	9029円	1000枚分×1.1 (消費税)	58
	合計 256914円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2021年8月号外				

注 発行した広報紙を添付してください。

2022年8、9月
NO. 45

日本共済教育委員会
日本共済教育委員会事務局
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1112

水田あつしがゆく！

本誌の発行に協力する皆様へ
TEL 042(27)1521 FAX 042(27)1422

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！



本誌の発行に協力する皆様へ

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

奈良県緊急内水対策事業の進捗をたし 知事と都市型水害(内水)対策の強化をめる

日本共済教育委員会事務局 水田あつしがゆく！

奈良県は、7月20日、奈良県知事と日本共済教育委員会事務局との間で、奈良県緊急内水対策事業の進捗をたし、知事と都市型水害(内水)対策の強化をめるという覚書に署名した。

覚書によると、奈良県は、7月20日、奈良県知事と日本共済教育委員会事務局との間で、奈良県緊急内水対策事業の進捗をたし、知事と都市型水害(内水)対策の強化をめるという覚書に署名した。

水田あつしがゆく！

7月6日(水) 大田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！



水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

市民と県政を結んで全力で頑張ります

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

水田あつしがゆく！

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 教

年 月 日	2022年9月14日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月 (NO. 119) (119200枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (106200枚)、駅頭配布等 (13000枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問・一般質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・引き続きコロナの感染拡大と原油価格の高騰をうけた物価高騰に対応し、県政生活と健康を守る対策を求め、要望書を提出。数点の対策提案をおこなった。また、委員会での論戦を知らせた。 ・反社会的なカルト集団である旧統一協会と地方の政治、政治家の関係を追求し、結果的に統一協会の行動にお墨付きを与えることになっていることの責任を追及した。国会議員はもとより県議、市議も参画していることがわかっている。 <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	81774円	(@2.8円) 106200枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4	60
	印刷代	関西共同印刷所	69850円	119200枚分×1/4	64
	合計 151624円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年8月号 (No.119)				

注 発行した広報紙を添付してください。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 太田 教					
年 月 日	2022年10月17日他				
表題と発行部数	2022年奈良県政暮らしのアンケートピラ (222500枚) と返信用封筒 (222500枚) 及び後納料金支払い議員分担分				
対象者	奈良県民				
配布方法	全県的戸別配布・ポスティング (222500枚)				
発行目的	奈良県政暮らしのアンケートで県政への願い、身近な困りごとなどを聞き取り、関係当局に要望するため、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行したもので、アンケートピラ、返信用封筒、返信にかかった費用は会派と議員が分担する。(すべて政務活動)				
内容	<p>・2022年9月に配布。ただちに返信用封筒(受取人払い)で同アンケートへの回答が返ってきた。質問はコロナ禍の暮らし向き、県政問題(①子育て政策、②若者政策、③高齢者支援策、④公共交通政策、⑤国保、水道など身近な問題・お困りごと)を問うもの。6か月間(23年1月まで)で3200通の返信があった。</p> <p>・奈良国道工事事務所、奈良土木事務所、近鉄、奈良交通、奈良県警奈良署、奈良市、県教育委員会に同アンケートに書きこまれた要望を申し入れ、対策について懇談した。</p> <p>・読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	118442円	430700円(222500枚分)×消費税×1/4	82
	印刷代	関西共同印刷所	135025円	491000円(222500枚分)×消費税×1/4	83
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	35501円	141897円(9月分)×1/4	75
	アンケート返信後納郵便代	日本郵便	37403円	149503円(10月分)×1/4	87
	合計 326371円(100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する(1/4) 添付資料: 奈良県政暮らしのアンケートピラと返信用(長4)封筒				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県政、暮らしのアンケートのお願い

こんにちは、日本共産党奈良県会議員団です。
みなさんのご意見・ご要望を、県政に反映し実現するためのアンケートです。どうか協力をお願いします。
ご記入いただいたアンケート用紙は、添付した封筒に入れ、郵便ポストに投函ください(切手は不要です)。また、ウェブでも回答できます。

webアンケート <https://forms.gle/gulca9fucdnN4cXsYR8>



2022年秋 日本共産党奈良県会議員団
〒630-8501 奈良市登大路30 奈良県議会気付
TEL 0742-275529 | FAX 0742-2751492
Mail: naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

※回答は、あてはまるものに○を、記述欄は自由にお書きください。

[1] あなたの暮らし向きは新型コロナウイルスとくらべていかがですか？

- ① きびしくなった ② 変わった ③ わかからない ④ わかからない
- a. きびしくなったという答えの方々に理由をお聞きます。(回答は3つまでに○を)
 - ① 給料が減った ② 年金が減った ③ 物価が上がった ④ 売り上げが減った
 - ⑤ 失業した ⑥ 税金・公共料金の負担が増えた ⑦ 教育や子育てに支出が増えた
 - ⑧ その他()
- b. 生活維持のためにはどんな工夫をされていますか
 - ① 貯金の取り崩し ② 食費や光熱費の節約 ③ 娯楽費節約 ④ 医療の手控え
 - ⑤ その他()

[2] 国や自治体の新型コロナウイルス対策として何を求めますか

- ① 希望者への早めのワクチン接種 ② 感染時の医療体制の充実
- ③ 事業者や収入の減った人への支援 ④ 希望者のPCR検査や抗原検査キットの配布
- ⑤ その他()

[3] 子育て支援についてお伺いします

- a. あなたが望むことはなんですか？(回答は5つまで)
- ① 子ども医療費の負担ゼロ ② 保育料の引き下げ ③ いじめ・不登校問題の対策
 - ④ 給食費の無料化 ⑤ 就学援助の拡充 ⑥ 少人数学級の推進 ⑦ 学童保育の充実
 - ⑧ 雨でも無料で遊べる場 ⑨ 子ども食堂を増やす ⑩ 通学路などの安全対策
 - ⑪ 特別支援教育支援員の増員 ⑫ 子ども発達相談支援センターを増やす
 - ⑬ 学校の女子トイレに生理用品の配備 ⑭ 学校のトイレの改善(和式を洋式に)
 - ⑮ 中高生の通学費補助 ⑯ 外国籍児童に対する日本語教育の実施
 - ⑰ その他()

b. 公立保育所廃止をすすめる行政の動きについてどう思いますか？

- ① 良いと思う ② 問題だと思う ③ わかからない

c. その他、子育てについてのご意見をお願いします

[4] 若い世代への施策について、あなたが望むことはなんですか？

- ① 高校や大学の給付制奨学金制度の創設、学費の値下げ
- ② 校則の見直し ③ プラックなバイトや働き方の規制 ④ 県立高校の施設改善
- ⑤ その他()

[5] 高齢者支援、障がい者支援についてあなたの望むことはなんですか(回答は5つまで)

- ① 介護保険料・利用料の引き下げ ② 後期高齢者医療費の窓口負担の引き下げ
- ③ 年金の引き上げ ④ 補聴器購入の補助 ⑤ 特別養護老人ホーム・高齢者施設の充実
- ⑥ 介護・福祉施設従事者の処遇改善 ⑦ 高齢者の雇用促進 ⑧ 街のバリアフリー化
- ⑨ 交流・憩いの場の確保 ⑩ 買い物支援の充実 ⑪ 相談や支援の場の充実
- ⑫ 遊楽所のバリアフリー化 ⑬ 運転免許返納後の高齢者への支援
- ⑭ 障がい者就労支援の充実
- ⑮ その他やお困りのことやご要望

[6] 公共交通についてお聞きます。通院や通学、買い物などで移動する場合、お困りのことを具体的にお願いします

【7】生活に直結する県道・河川・教育・国民健康保険・上下水道など、生活に身近な事を行っているのが、奈良県政です。あなたはどのように感じていますか？

- (1)あなたが県政に期待することはなんですか？
- ①県道の整備 ②河川の整備 ③教員増員 ④国民健康保険料の引き下げ
 - ⑤上下水道料金の引き下げ ⑥保健所の増設 ⑦児童相談所の一時保護所の増設
 - ⑧観光施設の増設 ⑨最低賃金の引き上げ ⑩労働相談など労働行政の強化
 - ⑪地産地消はじめ、農林業の振興 ⑫神社仏閣、歴史的景観の保全
 - ⑬地場産業の応援、ものづくりの推進 ⑭水害対策 ⑮DVなど女性相談の強化
 - ⑯その他 ()

(2)奈良県は、総合防災拠点の整備とあわせ、五條市に2000m滑走路(中小型ジェット機の離発着が可能なたかさ)の建設を予定しています。※配布のビラ参照

- この計画に ①賛成 ②反対 ③わからない
- (3)奈良県は27の市町村と水道事業の経営を一体化する「県域水道一体化」をすすめるようとしています。※配布のビラ参照
- この計画に ①賛成 ②反対 ③わからない

(4)その他、県政について要望やご意見をお寄せください

【9】日本共産党県議団は県政とともに国政問題で、社会保障、消費税減税、消費税率減税、気候変動、ジェンダー平等などを掲げていますが、あなたはどの項目に力を入れてほしいですか？

- a. 消費税を5%に戻すこと ①賛成 ②反対 ③わからない
- b. 憲法9条の改定について ①賛成 ②反対 ③わからない
- c. 核兵器禁止条約に日本も参加する ①賛成 ②反対 ③わからない
- d. 気候変動、再生可能エネルギーの推進 ①賛成 ②反対 ③わからない
- e. ジェンダー平等の推進 ①賛成 ②反対 ③わからない
- f. 大学の学費を半額にしてほしい ①賛成 ②反対 ③わからない
- g. 農業など第一産業に力を入れる ①賛成 ②反対 ③わからない
- h. 医療・介護・保育などケア労働者の待遇改善 ①賛成 ②反対 ③わからない
- i. 野党共闘についてどう思いますか ①賛成 ②反対 ③わからない

【10】議員にどんなことを望みますか？

- ①税金のムダ遣いをチェックする ②議会の様子や県政を知らせる
- ③日常的に住民の声や相談事をよく聞き、行政へ届ける
- ④国の政治へ必要な時はものを言う ⑤毎議会発言する
- ⑥利権や腐敗をただし、公正をつらぬく
- ⑦その他 ()

【11】日本共産党県議団について、ご意見やご要望をお聞かせください。

あなたについて教えてください

年齢 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上

職業 正規勤務 非正規勤務 自営業 農業 専業主夫・主婦 年金生活者 学生
その他 ()

筆えない範囲で、ご記入ください。

お名前

ご住所

連絡先 電 mail

ご協力、ありがとうございます。結果については「奈良県民報」号外などでお知らせします。

【8】お住まいの地域で、お困りのことや改善の要望などを具体的に書きください。道路・信号・カーブミラー、樹木の伐採、河川の補修、水害対策などは、下の枠内に略図をお書きください。

料金受取人払郵便

奈良中央
郵便局承認

2208

差出有効期限
2023年1月31日
まで
切手を貼らずに
お出し下さい

6 3 0 8 7 9 0

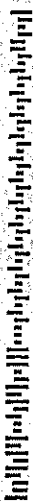
奈良市登大路町30

奈良県議会内

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村さちほ

宛



第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
			会派・議員名	太田 敦
年 月 日	2022年10月21日			
場所	大和高田市県産業会館			
会議名	県政報告会&要求懇談会大和高田市会場			
相手方 (人数)	大和高田市市民80人			
開催目的	日本共産党県会議員団の4人の県会議員が、自らが所属する常任委員会の分担にそって県政報告をおこなうとともに、要求懇談した			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>4人の県会議員がそれぞれに分担し、「奈良県政を丸ごと報告します」と銘打ち、県政報告会を県下各地で開催した。その際、共産党の県会議員全員が揃う場でもあり、県政に対する要求懇談をおこない、政策的課題、地域要求を聞き取った。</p> <p>県政諸課題についてパワーポイントを使用し、丁寧に報告し、また県議会で議論になっていることをリアルに報告した。</p> <p>要求懇談では多くの願い、要求が出された。</p> <p>これらについては、県議会での質問や関係機関への要望書にまとめ、要望した。また、議会論戦に活かした。</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	印刷代	56650 円	県政報告&要求懇談会 (高田) 案内チラシ印刷代	80
	新聞折込代	61600 円	県政報告&要求懇談会 (高田) 案内チラシ新聞折込代	81
	会場費	6280 円	県政報告会&要求懇談会高田 (県中和労働会館=県産業会館) 会場費	77
	合計	124530 円	(すべて政務活動)	
備考	添付資料：県政報告&要求懇談会 in 大和高田案内チラシ、開催の様子 (写真)			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

県政の異常をたたく日本共産党奈良県会議員団を強く大きく

力あわせて奈良県政をまると報告します

県政報告 & 要求懇談会

大和高田市 会場

とき/10月21日 (金) 午後6時半開会

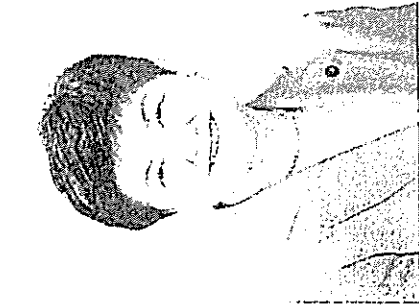
県産業会館 会議室

ところ/大和高田市

どなたでも参加いただけます

誘い合わせて
ご参加ください

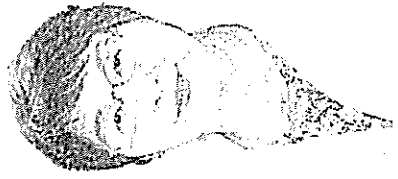
オール与党県議会の中で住民の願いを代弁して審問する日本共産党の役割など、映像・資料を使ってお話しします。ぜひ、お問い合わせで参加下さい。



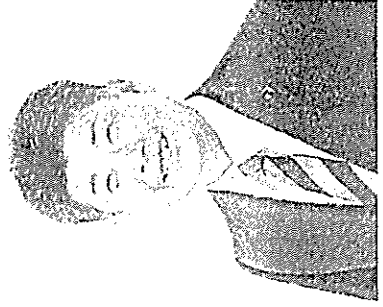
山村さちほ県議
(奈良市区)



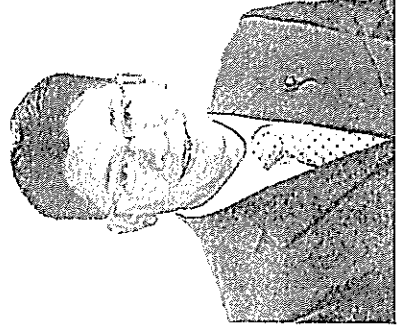
今井 光子県議
(北葛城郡区)



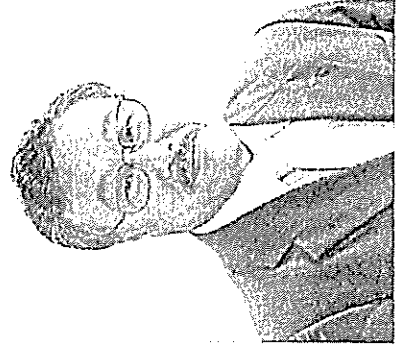
小林てるよ県議
(奈良市区)



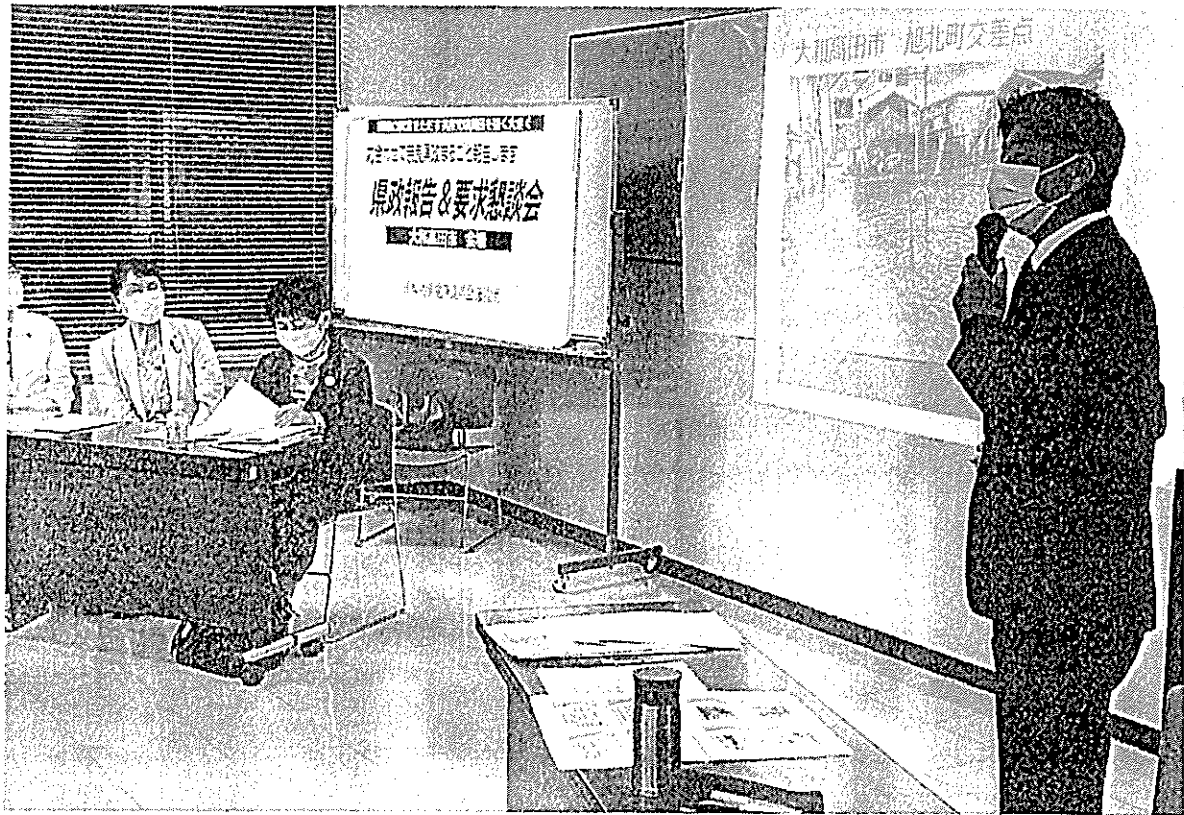
太田 敦県議
(大和高田市)



宮本 次郎前県議
(生駒郡区)



尾口 五三夫和歌山市議



県政報告 & 要求懇談会 in 大和高田
2022年10月21日 県産業会館(中和労働会館)

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 太田 敦

年月日	2022年11月16日他				
政務活動先	政府要望 (厚生労働省、文部科学省、国土交通省、法務省、文化庁)				
政務活動の目的	県民から寄せられた政府への要望、聞き取った陳情・要望を政府関係省庁に伝え、対策を聞く。				
相手方	厚生労働省他5つの省庁 (衆議院会館でおこなうレクチャーの方式)				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	<p>別紙(2022年政府交渉報告)</p> <p>日本共産党奈良県議団と予定候補の6人で政府交渉に行きました。緊迫した国会の中、宮本たけし衆議院議員も駆けつけてくれました。国民健康保険制度の改善や高校の通学費助成、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの充実、教員不足解消に向けて、子どもの医療費無料化のパナルティ廃止を、第8波に備えたPCR検査の拡充、医療機関の病床確保など県民の要求を携えて交渉を行いました。また、今回は身近な国道の水害対策や通学路の安全対策についても要求し、大和高田・現地の状況を詳しく伝えました。早速、議会の中で生かしていきたいと思います。(太田 敦)</p>				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	東京	新幹線	京都-東京 (往復)	27290円	88
	京都	近鉄	大和高田-京都 (往路)	900円	91
	国会議事堂	東京メトロ	東京-国会議事堂 (往路)	170円	91
	東京	東京メトロ	国会議事堂-東京 (復路)	170円	91
	奈良	近鉄	京都-大和高田 (復路)	900円	91
		合計 29430円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：政府5省庁交渉報告				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

支払証明書

【2022年11月分請求分】

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	支払先	使途及び内容 按分率の説明
91	2022.11.21	900円	100	900円	近鉄	2022年11月21日実施共産党県議団の政府5省庁交渉交通費(往路、近鉄大和高田-京都)
91	2022.11.21	170円	100	170円	東京メトロ	2022年11月21日実施共産党県議団の政府5省庁交渉交通費(往路、東京-国会議事堂)
91	2022.11.21	170円	100	170円	東京メトロ	2022年11月21日実施共産党県議団の政府5省庁交渉交通費(復路、国会議事堂-東京)
91	2022.11.21	900円	100	900円	近鉄	2022年11月21日実施共産党県議団の政府5省庁交渉交通費(復路、京都-近鉄大和高田)

上記のとおり相違ないことを証明します。

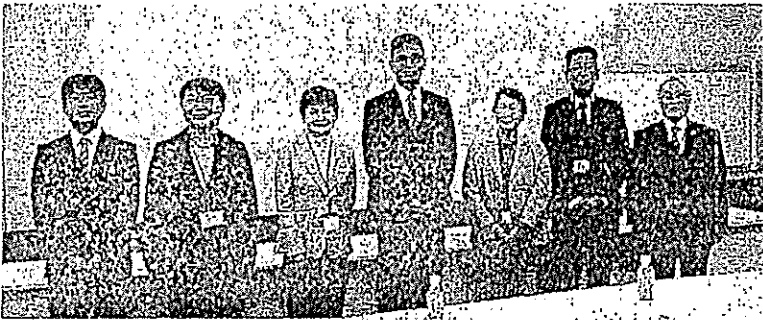
2022年11月21日

会派・議員名 太田 敦



2022年 政府交渉 報告

日本共産党奈良県委員会と同県会議員団は2022年11月21日、5省庁に41項目の要求を届け、交渉を行いました。県内自治体で住民の要求実現に活用できる回答がいくつかありましたので、要望書と回答、今後にかすポイントをお知らせします。今後のとりくみに活用ください。



明朝体 要望内容 ◎各省庁からの回答 ☆交渉団からの発言、今後にかすポイント

参加者：山村さちほ県議、小林てるよ県議、
今井光子県議、太田あつし県議、
宮本次郎前県議、
尾口いつぞう大和郡山市議(県議候補)、
井上良子国政事務所長
近畿ブロック 堀内照史元衆院議員
激励と国会報告：宮本岳志衆院議員
窓口：山下よしき参院議員事務所
於 衆議院第2会館

【厚生労働省】

1. 子どもの医療費について

県の子どもの医療費助成制度は中卒までですが、償還払い制度となっており、手元に現金がないと受診できないと改善を求める要望が強くあります。政府のペナルティをなくしてください。

◎未就学児は平成30年(2018年)にペナルティの対象外とした。すべてでなんらかの助成をしているので国としてもふみきった。課題は大きい。受診率が上がる。現在、市町村での医療費助成の実施状況の調査中。

☆奈良市の調査では、ほぼ変わらないというデータがある。実態として増えているわけではない。格差と貧困が広がっており、償還払いとなっているのは国のペナルティがあるから。お金があってもなくても公平に医療が受けられるようにすることを求める。ペナルティには道理がなく、国に改めさせるとともに、県に受診する権利を奪うような償還払いをやめさせるようにする事が重要。

2. 障がい者医療助成を国の制度として実施されたい

奈良県では、心身障害者の福祉医療制度として、身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2のみを無料の対象とし、一部市町村では、身障3級、4級まで対象として助成しているところもあります。障がい者医療助成は、国が全国一律の窓口負担のない助成制度として実施してください。県も要望しています。

◎各地域のニーズに合わせて自治体の半断で実施されているものと承知している。国としては障害者自立支援法で支援給付している。☆限定された人とか使えないと求めた →◎要望としてうけたまわる

3. 国民健康保険について

①算定基準の子どもにかかる均等割りの軽減を拡充してください。

◎多子、低所得所帯は軽減している。この4月から未就学児は半額に軽減している。まずはこの運用状況をみたい。

②都道府県単位化で、奈良県は令和6年度から統一保険料を目指しており、市町村に保険料引き上げを促しています。統一保険料を国が促進することはやめてください。

◎2018年(H30年)以降、水準を統一してきた。将来的には同じ都道府県であれば同一となるよう、統一をめざしている。強制するものではない。医療提供体制のちがいがいなど、地域の実情に応じて、ていねいにすすめていただきたい。令和6年度に統一をめざすというのは奈良県と大阪。奈良県は全国的にも早い。

☆統一保険料は法定化されていない、ということを確認。しかし保険料を決めるのは市町村としながら、法定外繰り入れをしたら減額されるなど、国が統一化を旗振りするのは矛盾している。大阪と奈良の突出ぶりはあきらか。現場でのたたかひに生かす。

③運営方針では、減免についても、市町村長の裁量で減免できる規定を外すことを求めています。本来、保険料や減免規定など決定権限は市町村にあり、このような強制は許されないと考えますが、いかがでしょうか。

◎減免の基準、決定は市町村にある。統一化は強制ではなく、「のぞましい」としている。

☆今は減免はほとんど認められていない。市町村が決定者というが、現場に徹底してほしいと求めた。

④これ以上、保険料の負担を増やさないために、国庫負担金を増額するよう求めます。

◎H30年から統一化を推奨。国から3400億円を投入。今後負担増にならないよう公費のあり方を考える

⑤移送費用の基準が厳しく、利用の範囲が狭いため活用できません。改善してください。入院中に転院が必要な時や施設からの入院する場合など利用したくても、利用できません。

◎移送費は医師の指示によって利用できる

4. 大腸がん・膀胱がん患者等の排泄管理支援用具の給付基準額の引き上げを求めます。

若年がん患者向けに、在宅療養費用の公的助成をもとめます。AYA世代のがん患者が少ないため治療方法の遅れがあり、高齢者に比べて進行が早いがんが多く、就労が困難になった時、在宅療養費用が大きな負担となっています。40歳以降では介護保険制度(公的負担制度)がありますが、AYA世代にはこうした制度がありません。経済的な負担軽減のための助成を要望します。

◎具体的な給付内容は自治体で決めることができる。若いガン患者の対策は議論をすすめている。意見は聞いている。☆排泄管理支援用具は、具体的な支援のあり方はまったく市町村の裁量である事を確認。現場のたたかいに生かす。

5. コロナ対策について

①医療機関が、引き続き病床確保ができるように、国の病床確保のための財政支援は縮小せず、継続してください。

→◎今週中をめどに見直すと言言、コロナ病床確保のための緊急包括支援交付金について、減額の調整措置を見直す事務連絡が21日に出された。

②高齢施設・障がい者施設での頻回のPCR検査費用の公費負担の継続をしてください。

◎9月9日の事務連絡でPCR検査や抗原定量検査キットを全額公費で行えるようにした

☆高齢者施設等でのPCR検査の頻回調査は全額公費というものの、交付金に限りがあるなど限界も明らかに。さらに国に求めていく

③保健所増設等への支援

奈良県では、保健所が6か所から4か所に減少。(保健師数も人口10万人当たり41人全国37位)コロナで過労死ラインを超える過重労働が蔓延、改善のために非正規雇用職員を増員して対応していますが、正規雇用を増やし、保健所の増設が必要です。国の責任で保健所増設や職員増に財源を確保してください。

◎感染症対応の保健師は、2022年(令和4年)までに900人増員(全国)。自治体からの声にもとづき、実態把握をしている。1994年(H6年)に地域保険法改正以降、統廃合がすすんだとみている。国として、法改正で人口あたりなどの基準がなくなり、新たにつくるのは難しい

6. 加齢性難聴の補聴器購入に補助制度の実施をもとめます

補聴器の利用は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。県内では、斑鳩町、三郷町が独自に一部補助として2分の1、限度額2万円を実施していますが、十分ではありません。国として補助制度を実施してください。県内3市、5町で加齢性難聴者への補聴器補助をもとめる意見書を採択しています。

◎重要性は認識しているが真重に議論したい。令和元年に国立長寿医療機関に難聴と認知症の因果関係の研究をし

たが、因果関係がないという調査結果が出た。引き続き調査してもらっている。

☆白内障の眼内レンズも保険適用され、生活改善につながった、と求めた。

7. 生活保護制度について

①医療機関受診時の交通費の支給が立て替え払いになっていますが、現物給付にしてください。

◎必ずしも事後でなくてもいい。事前に概算払でも可能

☆必ずしも当事者が立て替えなくてもいい。現場で生かす

②温暖化で猛暑が続いている中、保護世帯では、エアコンの設置費用や買い替え、修理費用が出ません。また電気代を節約して体調を崩すなど、命に係わる問題です。夏季加算の創設、エアコン設置・修理費用の支給をしてください。

◎保護費の中でやりくりしてほしい。調査結果(H26年)では夏期に電気代が増えていない。

☆電気代は節約している、改善を求めた

③生活保護基準の引き上げをもとめます。

◎消費動向に応じて基準部会で5年に1度見直している

☆コロナ禍という状況を踏まえてほしいと求めた。

8. 介護・福祉従事者の待遇改善を求めます

覚醒議団が行った県政アンケートでは、高齢者・障害者対策で従事者の処遇の改善を求める多くの声が幅広い年齢の方から寄せられました。「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」は、時限的なものとなっています。恒久的な処遇改善を求めます。

◎処遇改善は重要。2月から3%引き上げる措置をとった。10月からは報酬に組み込んで同様の措置。費用の使途の見える化をしていきたい

【文部科学省】

1. 学校給食について

①憲法で義務教育は無償とされています。学校給食の無償化を国として進めてください。

◎地方創生臨時交付金でこの間の物価高騰に対応する6000億円を交付した。

②また、県では、学校給食に地場産小麦の使用を進めるために小麦の作付けや品種改良も行っています。食材費の国の支援を求めます。

◎農水省に地場産物を活用する事業がある。文科省には学校と生産者のコーディネーターの配置をする予算を令和5年度で要求中。3分の1補助、申請して交付する。

☆現場で生かす

2. 教職員の増員

①県内小中学校の教員不足は深刻となっています。令和4年度4月時点で担任が決まらない学級は55学級、6月1日現在で38学級。8月1日現在で49学級となっています。教職員を増やせるように定数を改善してください。

◎免許を持っている人の掘り起こしをすすめている。働き方改革や採用試験の改善など12月に答申が出される。教師目指す人を増やしていきたい。校長・教頭・副校長が担任に入っているのは2021年5月1日調査で小学校53にのぼる。京都府では産休代替が年度途中に起きる場合は4月から任用している。自治体でそういうことをやる場合は、支援している。4月からなら人を確保しやすい。

②スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが非常勤雇用で、数校をかけ持ちしています。県立高校44校を担当する常勤は1人のみです。中学校は年間17日のみ派遣、小学校は現在20校のみ対応。児童が気軽に相談できない、夜

間の相談時には手当が出ないなど、相談者もワーカーも困っています。常勤の配置ができるように、国の補助を増額してください。

◎今の国庫補助では確保できないとの声をいただいている。拡充をはかるため、スクールカウンセラーは来年度プラス 20 億円の計 75 億円、ソーシャルワーカーはプラス 8 億円の 21 億円の予算の増額を要求。令和 5 年度拡充でしっかり支援していきたい。

3. 小学校の規模適正は柔軟に

小学校の統廃合が、学校規模適正化方針に基づいて進められていますが、国の基準は、1学年1学級100人以下が対象になっています。しかし、現在では小規模校の教育効果が高いことが認められるようになり、機械的に統合を進めるのではなく、地域に見合った柔軟な対応を認めてください。また基準を見直してください。

◎設置者である自治体の判断である。学級数のみではかるなど機械的にすすめるのではなく、地域づくり、街づくりもふまえて実情に応じて市町村が判断してほしい。

☆国の基準を理由に閉校しようとしているケースをのべた。必ずしも学級数だけ見ないことが明らかに。現場でのたたかひに生かす。

4. 高校生の通学費補助を

奈良県では、高校統廃合によって公立高校の数が減少し、遠距離通学せざるを得ません。特に県南部、東部のバス代は高額なものになります。交通費の負担軽減のために、国としても支援を実施してください。

◎高校生には離島しか支援はない。各都道府県で適正に。義務教育の場合、小学生 4 km、中学生 6 km の場合、スクールバス購入費用やバス定期代、業者への委託費用など市町村が行うものに 2 分の 1 の補助をしている。

☆実施している県などの経験の横展開と国の支援のあり方の研究を求めた。

5. 県独自の奨学金へ国の支援を

若い世代の学びを応援し、県内定住を促進するために、奈良県独自の大学生・給付型奨学金制度をわが党は提案しています。この制度は、経済的に厳しい環境にありながらも学ぶ意欲をもつ奈良県出身の大学生に対し年間授業料に匹敵する 60 万円を 4 年間支給し、卒業後奈良県内の事業所に就職する、あるいは定住した場合に返還を免除するもので、1 学年あたり 50 名、4 学年で 200 名分の奨学金の創設を提案しています。こうした制度に対して、国の支援を求めます。

◎国としても支援している。内閣官房と総務省で一部、特別交付金(税)で措置している。県だけでなく、市町村でも同じ。☆生かしていく

【国土交通省】

1. 地域公共交通対策

地域の公共交通として役割を果たしている民間バス(奈良市など・奈良交通)が経営困難からバス路線の減便を進めて住民の移動が困難となっています。維持できるように、国の支援を求めます。

◎奈良市は中核市なので補助対象にはならないが、地域公共交通活性化法で地域公共交通利便増進計画を自治体が立てれば、補助対象になる。バス事業者への支援はコロナ対策でも令和 4 年度補正予算で求めている。

☆奈良交通が奈良市で 6 路線廃止、9 路線減便する計画を奈良市に出し、住民の利便性が損なわれると国の支援を求めた。奈良市での取り組みに生かす

2. 浸水想定地域に指定されている地域への、災害拠点病院の建設計画について

西和医療センターの移転計画が進んでいます。現在、三郷町の高台にありますが老朽化が激しく、現地建て替えか、移転かのパプコメもないまま王寺駅前に移転の方向が進んでいます。この予定地は昭和 57 (1982) 年の大和川大水害で水につき、10 メートルから 5 メートル、1 日から 3 日間の水害が発生し、鉄道も道路も使えなくなった場所です。西和医療センターは奈良県の災害拠点病院と位置付けられていますが、ハザ

ードマップでも 5 メートルから 3 メートルの水がつかる浸水想定区域となっています。災害時に使えなければ意味がありません。大和川は平成3(1991)年12月24日から特定河川となりました。

貴省においては、厚生労働省と連携して医療施設における避難の実効性の確保及び防災対策の実態把握を実施しているところ。その中で、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に推進に関する法律」に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査に基づき、市町村地域防災計画に位置づけられた医療施設の実態把握を、各都道府県に求めているところ。

については、上記実態把握の主旨、目的についてご教示いただくとともに、浸水想定地域など災害の危険のある地域への災害拠点病院建設についての是非について、貴省の認識をお示しください。

◎浸水想定地域は要配慮者が利用する施設や病院で迅速な避難のための計画づくりと訓練の実施が義務化。災害時には避難確保が必要な場所。病院などの建設を一律に制限するわけではない☆危ない場所に災害拠点病院をつくることは災害時に役立たないのではと求めた。水防法や土砂災害防止法で当該区域の病院などは避難確保計画、訓練実施の義務づけがされたわけで、事がおきれば逃げなければならない地域。おのずと「災害拠点」にならなことが浮き彫りに。

3. 水害対策

近年、全国各地で集中豪雨による災害が発生しており、大和高田市とその周辺においても浸水被害が頻繁に起こり、深刻な現状となっています。県と市においても高田土木事務所の駐車場に雨水貯留施設の設置など計画されていますが、都市型水害を防ぐには更なる対策が必要と考えます。

①大和高田市曾大根、葛城市東室を通る国道24号線に降った雨水が水路へ流入し、わずかの降雨量でも下流域の大和高田市東中、大和高田市栄町地区内において溢れ出す状況です。葛城市東室を通る国道24号線の高架下における雨水貯留施設の実現を要望します。

◎市として必要な箇所であれば設置のために貸すことはできる。

②大和川の「特定都市河川」の指定により、補助率が引き上げられましたが雨水貯留施設の候補地が具体的に確定していない場所も存在します。そこで国からの内水対策への重点的な支援を引き続き行うことを求めます。

◎大和川は特定河川第1号で全国の先頭を走っている。指定すればしっかり支援していきたい。特定河川になれば街づくり側にも規制がかかる。計画を立てるのは県になる。

③国道165号線の大東町から近鉄大阪線踏切のあたりで今年の夏、ゲリラ豪雨による浸水被害が発生し、沿道の工場の機械が水没し、故障するという被害が出ています。近年のゲリラ豪雨に対する国道の雨水対策を講じられるよう求めます。

◎隣地の土地が排水できないようになっていたため、開発者に県が指導している。

4. 通学路の改善

近鉄築山駅南側にあたる国道165号線近鉄築山駅前交差点以北の国道沿いの通学路について、これまで危険な通学路として地元から改善の声が寄せられています。対策を講じられるよう求めます。

◎10年前におこなったもので、なるべく早く対策したい

【法務省】

旧奈良監獄について

1. 進捗について

奈良少年刑務所であった旧奈良監獄は、建物の老朽化、耐震不足が問題となり、2017年3月31日に廃庁

され、すでに5年以上が経過しています。史料館やホテル建設の予定は、当初計画よりかなり遅れており、保存に尽力した人や近隣住民から、工期の遅れや建物の状態について心配の声があがっています。重要文化財としての建物や旧奈良監獄、少年刑務所として果たしてき歴史的役割を後世に伝えるために、建物の耐震化と史料の保存・常設展示を貴職が責任をもって対応されることを求めます。進捗状況と見通しについて明らかにしてください。

◎耐震改修は現在3寮まで完了。1月から工事を再開する。令和7年度オープン予定。初めてのケースで難しい工事だった。屋根があるので、鉄骨を上から入れられずああいう耐震工事はほぼ初めて。遅れたのは、そういうことと、資材費の高騰などが理由。建物を後世に残していくということで懸念は要望されていることと同じ思い。ホテルは維持管理にお金を出してもらうことが目的。補助金は国65%、県4%である。残り31%がSPC。県の窓口は奈良公園室。史料室について市の事業をやめたのは指定管理者制度を活用することになったから、SPCが請け負う。奈良市は鴻池運動公園と一体で活用したいよう。

☆治安維持法の歴史、ともすれば迷惑施設になりかねない刑務所が地域の人から愛され、建物や果たしてきた役割など、歴史的建造物の保存と歴史の継承について、法務省が責任を果たすことを再度確認した。

2. 史料館について

史料館に保存・公開する史料について、同刑務所が一般の受刑者とあわせ、平和と国民主権、生活擁護を主張した多くの先人が治安維持法のもとで収監された刑務所であったことを明確にし、先人の収監時の刑務所での生活の実態とそれぞれの先人の関係資料(史料)等を保存・展示するコーナーを常設設置し、来訪者に対して積極的に案内を行う措置をとってください。また、戦後の少年更正教育の歴史を語る史料館としてください。旧奈良監獄の保存に尽力した「室に思ふ会」等関係者の意向を丁寧にくみとり、史料の保存や運営に生かしてください。

◎史料館はPFI事業でSPCに構想をお願いしている。SPCから委託する事業者は小学館集英社プロダクトという教育コンテンツをつくっている会社。30年間の予定。治安維持法など、要望は伝えているがまだ内容は白紙で引き続き努力していきたい。

3. 旧奈良監獄敷地内の草刈りなどがされないままになっています。ボランティアで草刈り等の作業を行っても良いという方もおられるので、そうした市民の力もかりて、法務省として柔軟に対応してください。

【文化庁】

国営公園整備の際の基本的な方針として文化庁がとりまとめた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」(2008年)では、平城宮跡の近鉄線について『宮跡内の移動動線や景観の観点から支障となるため、移設などを含め将来のあるべき姿について関係機関で協議・検討を進めることが求められる』としています。ここでは、近鉄線の存在が動線や景観の「支障」と認識した上で、それへの対応として「移設等」の対策の協議・検討を関係機関に要請しています。

①上記文化庁の「推進計画」の具体化の一環とも言える近鉄線移設計画について、奈良県などの協議・検討の内容を文化庁としてどのように把握されていますか。また、上記「関係機関」というのは文化庁も含まれると考えますが、見解をあきらかにしてください。

◎文化庁には相談されていない。2021年(令和3年)3月の報道以外はわからない。影響があるのであれば長いスパンで。今の時点で近鉄や奈良県にということはない。関係機関に文化庁は含まれる。

②これまでの平城宮跡周辺の木簡の出土は、代表的なものだけでも長屋王木簡が3万5千点、二条大路木簡が約7万4千点確認されています。10月末、今の和歌にあたる「倭歌(やまとうた)」と記された木簡が見つかり、奈良文化財研究所は「日本古来の歌を『やまとうた』と記した最古の例になる」とし、最古が100年さかのぼった事例もありました。歴史的学術的に極めて重要な平城宮跡の近隣区域で地下トンネルを掘る工事は貴重な埋蔵文化財を消失しかねない危険があります。木簡など埋蔵文化財を保護する地下水に影響が予測される現状変更は認められないと考えますが、文化庁の所見を明らかにしてください。

◎都市開発については必要に応じて対処していく。着工20年後、完成40年後ということでごまかいたところまでつかめていない。世界遺産は係が違ふ。保存管理計画は奈良県がつけることが望ましい。
 ☆奈良県は2028年(令和10年)に計画を決定したいとしており、貴重な埋蔵文化財が壊される危険をその前に止める取り組みが文化庁としても必要ではないか。世界遺産委員会には報告しているのか？平城宮跡の「保存管理計画」が「10年前につくる」とされているにもかかわらず、まだ策定されていない。早くつくられたい。

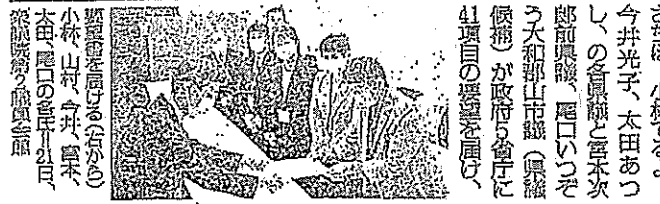
平城宮跡の近鉄移設は、文化庁は報道程度しか知らないとしたが、基本構想推進計画で謳っている当事者であり、そもそもつくらなければならない保存のための計画すらないまま、公園の整備を進めている問題など指摘「受け身でなく、関心をもってみたい」と答弁させた。

しんぶん赤旗
 2022年11月23日付 4面

医療の不公平改めよ

党奈良県議団・県議候補 41項目の要望

日本共産党奈良県議団、山下芳生参議院議員、交際しました。
 風会と同県議団は21
 事務所を窓口で、山村
 さち保、小林てるよ、
 今井光子、太田あつ
 し、の倉眞樹と宮本次
 郎前県議、尾口しづぞ
 う大和郡山市議(県議
 候補)が政府と倉村に
 41項目の要望を届け、



子ども医療費助成に国がペナルティーをかける問題では、一環口立で替え払いをやめ、でも受診者数は増えているという自治体の調査がある。お金のあふるなして必要な医療にかかれぬ不公平を改めよ」と求めました。
 国庫健康保険料を原が統一しようとしている問題では、保険料などの決定権者は市町村であるところを厚生労働省に権限を移しました。
 文科省では、自治体
 が独自で養老金制度を
 実施する場合作る国の
 支援があること、小
 学校経営問題では一
 校で機動的な対応を

るものではなく、地域の
 輿論に応じて市町村
 が判断できる」との回
 答を得ました。
 奈良市でバス路線が
 縮小されようとしてい
 る問題で国交省は、
 「中核市なので補助対
 象でないが、利便増
 進計画』を作成すれ
 ば、補助の対象とな
 る」と回答。党県議団
 は旧奈良監獄の保存や
 平城宮跡内の近鉄線移
 設問題でも後世に歴史
 的遺産を継承せよと求
 めました。
 宮本参議院議員が
 参加者を激励し国会報
 告を行いました。

県民要求実現へ国は支援を

奈良県委
県議団

5省庁に41項目を要望

党奈良県委員会と同県議団は21日、政府交渉を行い、厚労省、文科省、文化庁、国交省、法務省の5省庁に41項目を要望しました。

山村さちほ、小林てるよ、今井光子、太田敦の各県議と宮本次郎前県議、尾口いつそう大和郡山市議（県議候補）が参加しました。



厚労省に要望を提出する奈良県議・候補(21日、国会内)

厚労省では、奈良県は2024年度に国保料の県統一化をめざしていますが、24年度を目標にしているのは大阪と奈良だけで、県の突出ぶりが明らかになりました。国は「強制するものではない」と言いながら、統一化をすすめています。しかし統一化は法律で定められているわけではありません。一方で、市町村によって医療資源や被保険者の構成の違いがあり、保険料の決定権は市町村にあることは法律で定められています。交渉ではこのことを確認。県の強引な統一化を許さないたたかいに生かすことにしています。

バス路線維持、県奨学金支援など願い実現の手掛かりも

奈良県下では、学級数が12~18が「適正」だとし強引に小学校の統廃合が進められています。文科省は、学校が地域のコミュニティの中心になっており、必ずしも学級数だけを機械的に見るのではなく、地域の実情を踏まえて判断すべきと回答しました。

国公省では奈良市の山間部でのバス路線の維持など地域交通への支援を要望。中核市である奈良市は対象ではありませんが、利便増進計画を作成すれば補助の対象になることが明らかになりました。

このほか、県議団が県民の要求実現へ掲げている県独自の奨学金制度や学校給食への地産地消をすすめる際に使える国の支援メニューも明らかになり、県議団は、議会での論戦と運動に生かし、統一地方選挙勝利、さらなる要求実現へ力を尽くすとしています。宮本岳志衆院議員が参加者を激励し、国会報告しました。

コロナ病床確保の支援金削減を見直し 政府交渉での要望実る

コロナ病床確保のための緊急包括支援交付金についてこの日の交渉で、厚労省は10月から始まった減額の調整措置は見直しを明言。この日、事務連絡を発出しました。

同交付金については、この間の兵庫、滋賀の政府交渉で取り上げてきました。国は交付金の支給を来年3月まで延長する一方で、10月から、診療収益がコロナ前の1.1倍を超え、病床使用率が50%未満の医療機関に対し、減額をするとしていました。この間全国からの批判もあって見直しを迫られていました。

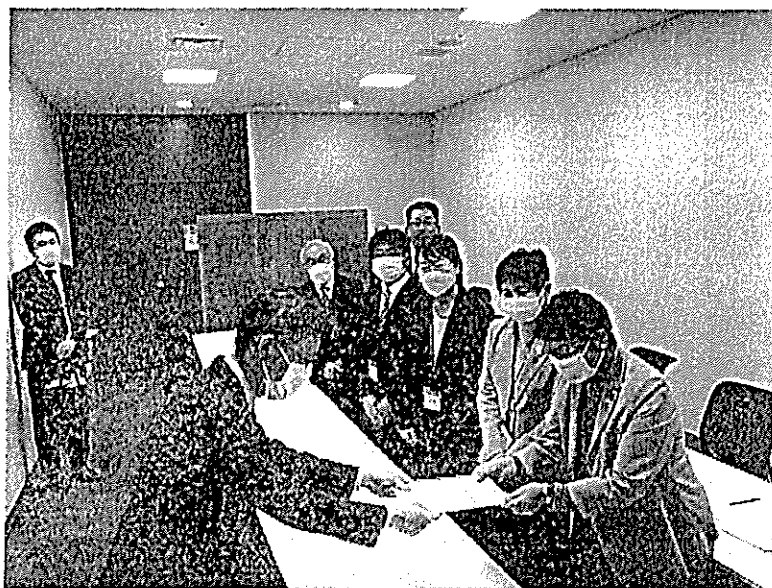
事務連絡は「地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関」「構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関」「都道府県知事がそれらに類する特段の事情があると認める医療機関」など、都道府県知事の判断で調整の対象としないことができるとしています。この問題は、15日の参院厚労委員会で倉林明子参院議員も取り上げました。

22近畿ブロック事務所ニュース

Tel06(6975)9111 Fax06(6975)9115

【府県・地区・地方議員御中・部内資料】

No.32(2022.11.22)



2022年政府5省庁交渉

(衆議院会館会議室:レク方式で厚生労働省など5省庁)

2022・11・21 日本共産党奈良県会議員団

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2022年11月19日			
場所	王寺町やわらぎ会館多目的ホール			
会議名	県政報告会&要求懇談会 in 北葛城郡			
相手方 (人数)	北葛城郡を中心に地域住民80人			
開催目的	日本共産党県会議員団の4人の県会議員が、自らが所属する常任委員会の分担にそって県政報告をおこなうとともに、要求懇談した			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	4人の県会議員がそれぞれに分担し、「奈良県政を丸ごと報告します」と銘打ち、県政報告会を開催。その際、共産党の県会議員全員が揃う場でもあり、県政に対する要求懇談をおこない、政策的課題、地域要求を聞き取った。 県政諸課題についてパワーポイントを使用し、丁寧に報告し、また県議会で議論になっていることをリアルに報告した。 要求懇談では多くの願い、要求が出された。 これらについては、県議会での質問や関係機関への要望書にまとめ、要望した。また、議会論戦に活かした。			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場費	4800円	王寺町やわらぎ会館多目的ホール (議員4人が分担 19200円÷4=4800円)	90
		合計 4800円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：県政報告&要求懇談会 in 北葛城郡案内チラシ、開催の様子 (写真)			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

県政の異常をただす日本共産党奈良県会議員団を強く大きく

力あわせて奈良県政をまらること報告します

県政報告 & 要求懇談会

北宮城郡 会場

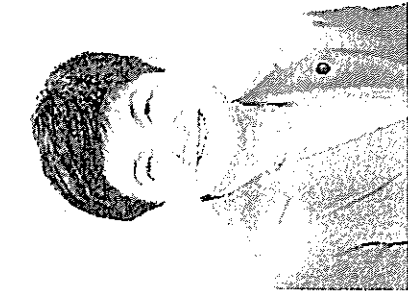
とき/11月19日(土) 午後2時開会
ところ/王寺町 やわらぎ会館 研修室(3階)

王寺町王寺2-1-18 王寺町役場西となり

どなたでも参加いただけます

誘い合わせて
ご参加ください

オール与党県議会の中で住民の
権利を代弁して審問する日本共
産党の役割は、映像・資料を
使ったお話しです。



山村さちほ県議
(奈良市区)



今井 光子県議
(北葛城郡区)



小林てるよ県議
(奈良市区)



太田 敦県議
(大和高田市)



宮本 次郎前県議
(生駒郡区)

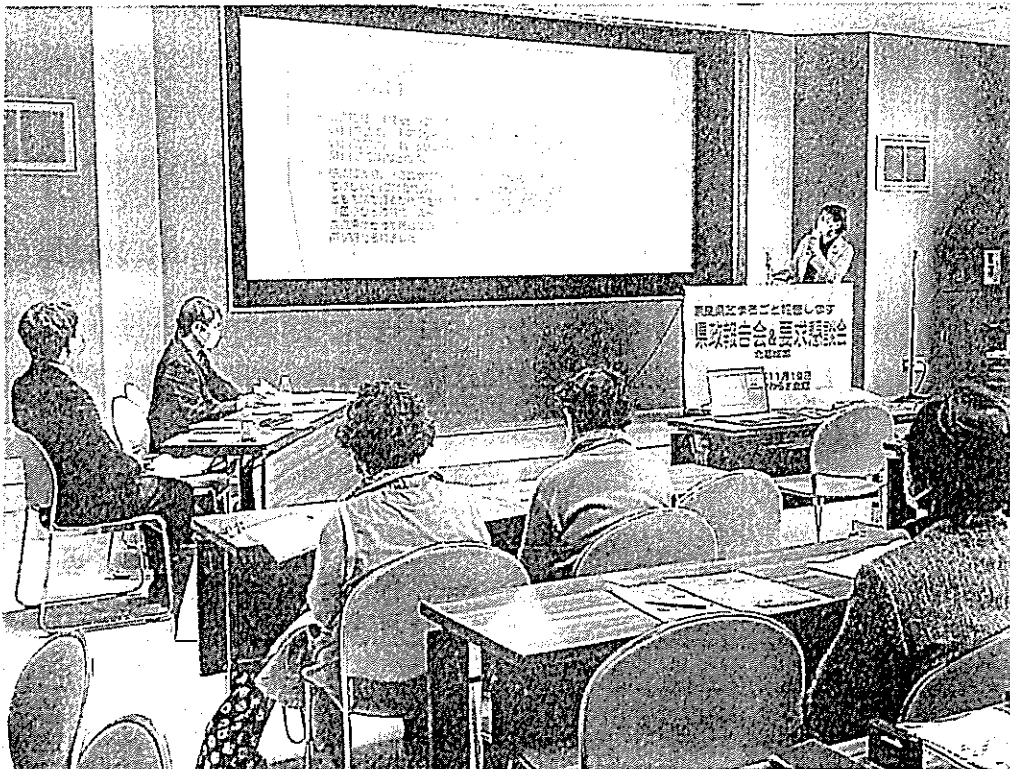


尾口 五三大和郡山市議

4人の県議団そろって県政報告会&要求懇談会 in 北葛城郡

2022年11月19日

王寺町やわらぎ会館多目的ホール



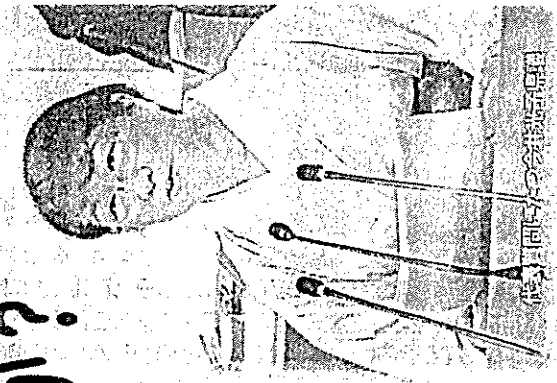
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
					会派・議員名 太田 教
年 月 日	2022年12月7日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月 (NO. 120) (112370 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (101700 枚)、駅頭配布等 (10670 枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問、予算委員会他)、実施した県民アンケートの結果を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、予算委員会などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・ 8月から実施した県政暮らしのアンケートには短期間に3200通を超す返信があった。各項目の集約をおこない、関係する行政機関や企業に要望をおこなったことを報告し、かつアンケート結果を広く県民に返した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	78309 円	(@2.8 円) 101700 枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4	97
	印刷代	関西共同印刷所	71500 円	112370 枚分 × 1/4	98
		合計 149809 円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2022年11月号 (No.120)				

注 発行した広報紙を添付してください。

9月定例奈良県議会 今井光子議員が代表質問

見通しのないリニア中心の「新 部づくり戦略」でいいんですか？

建設費を2000億円超道路建設で谷を埋め、リニア新駅と開空を結ぶ鉄道新線建設に莫大な費用をつぎ込む計画



日本共産党の今井光子議員は9月26日、9月定例県議会にて代表質問に立ち、県井正知事や担当部長に質問をいたしました。

今、困窮している県民に寄り添った施策が求められています

2022年に東京・大阪間を61分で結ぶ夢の超特急・リニア中央新幹線があと15年でできる見通しをもち、県井知事は①奈良市付近駅の誘致、②新駅から開空まで新線で結ぶ、③リニアのトンネル掘削で地盤を5メートル掘削し、運河の広域防災拠点施設に併設する2000億円超道路建設に際して谷を埋めることを新「部づくり」の骨子とした構想を打ち出しています。

開空までの鉄道新線建設に総事業費約1900億円、2000億円超道路付広域防災拠点施設建設に約2000億円の巨費を投じる超大型事業です。

リニア新幹線構想は名古屋以西はまだ何も決まっています。

今井議員は、①莫大な環境破壊（大井川水問題）、②大深度地下トンネルは危険（地上部の活断層が川原高野川）、③莫大な建設費・維持費、④リニア沿線人口が17%減（JR東海は赤字に転落）、⑤トンネルなど工事の減、⑥新幹線の4倍の電力消費など「リニア計画の問題点」（左頁：今井議員が質問で使ったパネル参照）をあげ、見通しのないリニア中心ではなく、今困窮している県民に寄り添った対策をするべきと、抜本的見直しを求めました。

知事は、県道も環境を壊さずを前倒しで行うと答えている。リニアについては今井議員の自分（知事）の方がよく知っている。日本の鉄道は計画されて開通しなかったことは多い、などと答弁。強引にすすめる考えに固執しました。

リニア計画の問題点

- 莫大な環境破壊
大井川水問題（河川敷）
- 大深度地下トンネルは危険
地上部の活断層（東海・尾川）
- 莫大な建設費、維持費
- リニア沿線人口は17%減
JR東海「採算が合わない」（2013.9社員報）
JR東海「赤字経営に転落」（2021年3月決算）

今井議員が代表質問で使ったパネル「リニア計画の問題点」

「国葬に莫大な税金を使うなら、困窮している人を助けるべき」知事の「国葬」参加に

安倍元首相の「国葬」に知事が公費で参加するにあたり、今井議員は公費を支出知るかまではないと主張。知事は「国葬」出席は公費であるため、公費で出席するのは当然」と述べましたが、今井議員は「「国葬」に莫大な税金を使ったなら、困窮している人を助けるべき」と主張しました。

☆☆☆

平井町のメカソーラー開発で事業者の申請書類に偽造の記載があり、このため県の

今井議員は、県が旧統一協会の被選挙者救済の窓口設置を

旧統一協会の被選挙者救済の窓口設置を

知事は、関係団体が主催する自販車イベント（ロードショー）に知事のメッセージを送っていたと、県主催の大和川斎場事業に旧統一協会の地域救済が参加していたことを明かし、「今後は各種行事に出席や後援などを求める団体については社会的問題がないかを調査し、慎重に対応する」と答弁。相談窓口の設置については「検討したい」と述べました。

知事からロードショーにメッセージを送っていたのは2019年・21年の3年間。今井議員が「2019年は知事選挙の年だったが、統一協会から選挙ホストクラブのお礼ということになったのか」との質問に知事は「一切ありません」と答えました。



9月定例奈良県議会で提出されたコロナ対策を中心とした一般会計補正予算案ですが、マイナンバーカード利用推進事業費を含むもので、日本共産党県議員団は同議案についてのみ反対。太田あつし県議が反対討論を行いました。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。しかし政府はマイナンバーカードの普及促進に相当な力を注いでいます。

健康保険証を2024年秋ごろをめどに原則廃止し、マイ

ナンバーカードと一体化した「マイナンバー証」に切り替える方向を検討しており、これは事実上の義務化です。

カード交付開始から6年10カ月が経過。普及が進まなかったのは国民が改めてカード取得の必要性を感じていないからです。

個人情報漏洩に対する懸念やデジタル機器を使いこなせない人は行政サービスから取り残される恐れがあります。また、「刷り化」を口実に市町村の窓口が廃止、縮小されれば相談も難しくなります。今後、運転免許証との統合も計画しています。

マイナンバーカードの利用を国民生活のさまざまな分野に拡大することは、個人情報の誤中や漏洩にも一元管理の利便が指摘されています。国民が望んでいるわけではない「全員取得」を押し付けるべきではありません。

命を失った工事が停止している問題で今井議員は、防災工事が進捗していないのはなぜかをただし、「住民も気が済むたびに工事は進められず、早急に防災工事を進められたい」と主張しました。担当部長は、事業費は年内に防災工事を実施する所定計画を今年内に作成し、年内に着工する計画だと回答しました。

☆☆☆

これらのほか今井議員は、代表質問で、西和医療センターの移転先として示されている生野町駅前水害の「災害指定地域」であることと示して災害拠点病院の西和医療センターを新しい場所に設置することの是非をただし、また、コロナ感染の拡がりの中で、多くの福祉施設でコロナ対策が実施されるだけでなく、定期的に頻回のPCR検査を公費でおこなえるようにすべきだと主張しました。

日本共産党
奈良県議会だより
2022年 11月
NO.120

日本共産党奈良県議員団
 山村さちほ
 山村光子
 今井 光子
 小林てるよし
 県会議員
 県会議員
 県会議員
 県会議員
 県会議員

630-8501 奈良市大寺町30-1 奈良県議会議事会内
 Tel:0742(27)5291 Fax:0742(27)1492
 Eメール
 naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

シルバークルーズセンターへの消費税・インボイス制度導入は「適切な措置を講ずる」よう国に求める

日本共産党の提案書と全一致を要求

日本共産党県議団が提案した「シルバークルーズセンターの定型的な事業運営のために資格請求書等保存方法（インボイス制度）導入にかかる適切な措置を求める意見書」が、全一一致で採択されました。小林



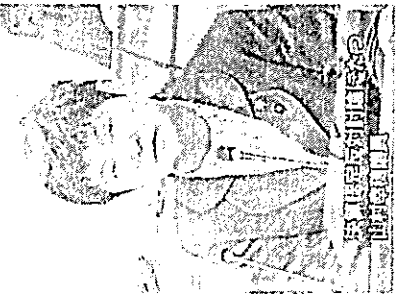
照代議員が提案しました。

6月定例会県議会報告の日共産党奈良県会議員団発行「県議会だより」の「日本共産党が提案「種別被害」への対策を求める意見書」全一一致採択されました。

の記事にある「公教育に人権・ジェンダーの視点に立った包括的性教育を位置づけることなどを求めています」は、意見書の中に含まれていませんでした。お詫びして訂正します。

2021年県決算認定 反対討論

山村 幸徳 議員



2021年度決算の決算審議が否決されました。山村幸徳議員が反対討論に立ちました。

コロナ感染症対策
これ以上の病床削減は認められません
令和3年度も新型コロナウイルス感染症が感染拡大の波を繰り返す中で、保健所をはじめ、県職員の方には懸命に対応していただきました。県のコロナ感染症対策では、主に入院病床の確保、療養のためのホテル確保、事業者への融資制度の利子補給などに取り組まれましたが、コロナ感染症によって、経営困難に陥った医療・介護事業所、障がい者事業所への財政支援を求め、要望が強くあるにもかかわらず、県独自の支援策はありません。また、中小事業者からも、支援を求める要望が寄せられましたが、直接支援の策は実施されませんでした。
コロナ対応で逼迫する保健所の体制強化は待ったなしです。県では本庁職員の応援、臨時的職員の採用、ようやく

令和4年度に保健師を16名採用されましたが、吉野・内吉野保健所を統合し、4か所に削減。地域医療機構では、病床機能分化と病床転換を進めて病床が2021年度末までに500床減少し、介護療養院などに転換されています。
コロナ感染症が増加する中で、自宅療養を余儀なくされる方が増え、救急搬送困難事例も発生しています。これ以上の病床削減は認められません。今後、どのような新たな感染症が起るかわかりません。感染症病床や保健医療体制の強化こそ必要です。
大型事業備前予算を
県民の暮らし最優先に
一方、実現の見通しの持たないリア新幹線の誘致と関西新幹線の開業には、すでに調査費用として1億4000万円も投入しています。大規模防災拠点への2000坪滑走路の整備、平城宮跡公園の新たな歴史体験館整備など、不費不食の大型事業を推進していますが、これには

ご協力ありがとうございました。 3200通超の返信をいただきました。 びっしり書き込まれた要求、願い実現へ全力で取り組みます



1 コロナ禍で暮らし向きはどうか(複数回答)
2 子育て支援で何を求めるか(複数回答)
3 高齢者支援で何を求めるか(複数回答)
4 県政二期すること(複数回答)
5 公共交通問題で要望を(自由記載)
6 2000坪滑走路付広域防災拠点施設建設、泉域水道一体化事業の賛否
7 国政に何を望むか

- 県政水道一体化(広域化)事業について
- (1)賛成(17.4%)
 - (2)反対(42.4%)
 - (3)わからない(40.3%)
- 国政に何を望むか
- (1)アケア労働者の処遇改善(79.8%)
 - (2)気候変動対策(73.7%)
 - (3)わが国の経済成長(67.7%)
 - (4)子育て支援(67.7%)
 - (5)高齢者福祉(67.7%)
 - (6)教育の充実(67.7%)
 - (7)医療の充実(67.7%)
 - (8)防災・減災対策(67.7%)
 - (9)国土強靭化(67.7%)
 - (10)デジタル化(67.7%)
 - (11)環境対策(67.7%)
 - (12)その他(67.7%)
- 子育て支援で何を求めるか(複数回答)
- (1)子ども医療費無料化(39.1%)
 - (2)いじめ・不登校対策(39.0%)
 - (3)給食の無料化(34.1%)
 - (4)通学路の安全対策(30.7%)
 - (5)学校のトイレの改善(22.2%)
 - (6)学費の軽減(22.2%)
 - (7)放課後児童クラブの充実(22.2%)
 - (8)児童館の充実(22.2%)
 - (9)子育て支援センターの充実(22.2%)
 - (10)その他(22.2%)
- 高齢者支援で何を求めるか(複数回答)
- (1)介護保険料利用料の引き下げ(51.1%)
 - (2)年金の引き上げ(50.0%)
 - (3)後期高齢者医療費窓口負担引き下げ(41.3%)
 - (4)介護福祉士等の処遇改善(39.8%)
 - (5)特養ホーム等高齢施設の充実(39.0%)
 - (6)免許返納後の支援充実(37.3%)
 - (7)認知症対策(37.3%)
 - (8)高齢者住宅の充実(37.3%)
 - (9)高齢者福祉サービスの充実(37.3%)
 - (10)その他(37.3%)
- 国政に何を望むか
- (1)国際料の引き下げ(45.9%)
 - (2)上下水道料金の引き下げ(43.0%)
 - (3)最低賃金引き上げ(28.3%)
 - (4)県道の整備(23.3%)
 - (5)地産地消など農林業の振興(21.7%)
 - (6)その他(21.7%)
- 公共交通問題で要望を(自由記載)
- 返信者の3分の1の方が、要望、願いを書き込みました。「ダイヤが割れ不便」「高い」「道路や歩道が凹凸、なんどかしてはねなどに共通した意見をはじめ、地入りでこごごカーブミラーを」など願、書き込まれました。
- 2000坪滑走路付広域防災拠点施設建設
- (1)賛成(16.6%)
 - (2)反対(44.0%)
 - (3)わからない(39.5%)
- 県政水道一体化(広域化)事業について
- (1)賛成(17.4%)
 - (2)反対(42.4%)
 - (3)わからない(40.3%)
- 国政に何を望むか
- (1)アケア労働者の処遇改善(79.8%)
 - (2)気候変動対策(73.7%)
 - (3)わが国の経済成長(67.7%)
 - (4)子育て支援(67.7%)
 - (5)高齢者福祉(67.7%)
 - (6)教育の充実(67.7%)
 - (7)医療の充実(67.7%)
 - (8)防災・減災対策(67.7%)
 - (9)国土強靭化(67.7%)
 - (10)デジタル化(67.7%)
 - (11)環境対策(67.7%)
 - (12)その他(67.7%)
- * 設問2、3、4、7は複数回答なので、全ての返答者のなかでチェックした(望んだ)割合を%で示しています。

健康保険証をなくさないで
マイナンバーカードが義務化に反対！新婦人が県に申し込め

新婦人奈良県本部は10月20日、健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化する方針に対抗し、「マイナンバーカードを義務化、強制しないで」と県知事に申し入れました。同カードがなくなっても後継手段と一体化する方針に対抗し、「マイナンバーカードを義務化、強制しないで」と県知事に申し入れました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2022年12月12日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2022年12月号 (NO.46、27500枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (19500枚) ・ポスティング (3000枚+5000枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会でおこなった代表質問の内容を周知し、この間の政務活動等を写真等で知らせ、要求を聴取し、議会活動に反映する。				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例奈良県議会における太田敦議員の予算委員会質問の内容を知らせた。主には、旧統一協会と政治家、自治体とのかかわりをただし、関係を絶つよう求めた、マイナンバーカードの押し付けはしないよう求めた。 ・9月初旬からはじめた県政暮らしのアンケートには短期実のうちに3200人の方から返事があり、身近な要求から政治問題の願いなどが書き込まれていたが、できるだけ詳しく高田市民の願いを中心にまとめ、土木事務所など関係機関に申し入れるなどした。そのことを丁寧に市民にニュースで知らせた。 ・意見を集約し、質問に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	218900円	27500枚分	99
	新聞折込代	奈良産経企画	60060円	@2.8円×19500枚分×1.1(消費税)	114
	単独ポスティング	奈良産経企画	31350円	@5.7円×5000枚×1.1(消費税)	114
	合計 310310円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2022年12月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

太田 敦の県議会報告

日本共産党奈良県議会議員

2022年12月

NO. 46

日本共産党奈良県議員団
奈良市登大路町30
奈良県議会内
tel 0742 (27) 5291
Fax 0742 (27) 1492



太田あつしがゆく！

自宅・住所 大和高田市日之出東本町12の25
電話&FAX 0745-53-7102

ブログ 「太田あつしがゆく！」 **太田あつし** **検察**

今でも旧統一教会関連の被害相談1317件 (法務省：2022年9月)

「県としてあらゆる相談に対応できる窓口設置を」

副知事「検討したい」

予算審査特別委員会

太田あつし議員が旧統一教会問題で提案



県議会予算審査特別委員会で10月4日、旧統一教会問題を取り上げ、被害者のどんな相談にも対応できる相談窓口を県に設置するよう求めました。

正統一教会力馬洋書生活センターに接触 全国弁連が注意喚起

法務省によると、統一協会によるとされた被害に関する相談件数は1317件(9月5〜22日)で、そのうち約70%が金銭トラブルに関するもの。直近の金銭支出時期については、20年を越えるものが37%、1年以内が18%、5年以内の支出が25%です。

見たら全国聖書流通センター(全国弁連)も注意喚起をしています。奈良県内でも旧統一教会の関係者から消費生活センターに同様の電話があったのかとの質問に「県内19か所の消費生活センターに連絡があった」と明らかにしました。

副知事からは「検討したい」との答弁がありました。被害者に寄り添った相談窓口の設置が早急に求められています。



反対討論

別廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナンバーカード」に切り替える方向で検討しており、これは事実上の義務化です。

マイナンバーカードの取得を押し付けるな

9月の奈良県議会で、健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化するなどのマイナンバーカードの取得はあくまで任意です。しかし政府はマイナンバーカードの普及促進に相当な力を傾注しています。健康保険証を2024年秋ごろまでに原

今後、運転免許証との統合も計画。マイナンバーカードの利用を国民生活のさまざまな分野に拡大することには、個人情報保護の集中や国家による一元管理の危険が指摘されています。国民が望んでいるわけではないものを、全員取得を押し付けるべきではありません。

マイナンバーカードなしでも役所での手続きができることの周知徹底を

新婦人が県に申し入れ

10月20日、新日本婦人の会奈良県本部の皆さんが「マイナンバーカードを義務化・強制しないで」と申し入れを行い、これには太田あつし議員も同席。新日本婦人の会のみならず、「これまでの紙の保険証で医療が受けられるように」と強く訴えました。

申し入れの中で県の担当も、一律に保険証を廃止し、マイナンバーカードへの一本化へは懸念があるとの認識では一致しました。

県政暮らしのアンケート

県政暮らしのアンケートへのご協力ありがとうございました。9月初めから日本共産党奈良県議員団で取り組んできた「奈良県政暮らしのアンケート」は全県で3200通を超える回答、大和高田市民の皆さんからは280通超のご回答をいただき、自由回答欄には50件を超えるご意見やご要望を寄せていただきました。

道路の安全対策やゴミの不法投棄など早速、関係機関へ要望するなど取り組みました。引き続き、切実な願い、要望実現へ全力で取り組んでまいります。【裏面にアンケート返信の中問まとめを報告。参照を！】

市民と県政を結んで全力で頑張ります

日本共産党奈良県議団による県政報告と要求懇談会。会場の「奈良県産業会館」には約60人の皆さんにお越しいただきました。リニアや2000円滑走路の問題、コロナ禍で明らかとなった保健所や医療提供体制の課題、県域水道一体化、水害対策、そして日本共産党が提案した予算組み替え提案など県政全体を語りました。

参加者からは最低賃金や賃金の地域間格差について強い要望が出され、消費税の引き下げ、介護保険制度の改善など、ご質問やご意見をいただきました。

大和高田市と生駒郡、北葛城郡、奈良市で同様の県政報告会を開いて、奈良県政の特徴、共産党議員団の論戦と提案について説明しました。

奈良県政 まるごと報告します

県政報告会で報告する太田あつし県議(右)



日本共産党奈良県議団がそろって奈良県政についての報告会を開催

コロナ禍に続いて物価高騰。中小業者の営業と生活を守れ！



対県要望に同席し、物価高騰対策(支援)を訴えました

9月26日、奈良連のみなさんが、物価高騰対策の支援を求めて県に要望書を提出。太田あつし議員が同席しました。

地域経済を支えて、コロナ禍から続く苦境に耐えて頑張っている零細事業者への支援を求めました。夏湯を製造されている会員さんは、材料費は2割、包装費用も3割値上がりして、もともと利益の少ない商品なので、とても厳しい。自宅が工場なので、家内工業なので何とか維持しているが、もうギリギリだと訴えられました。

物価の高騰はどの事業者も大変で店をたたんだ事業者もあるとのこと。しかし県は、コロナ禍で新しいことに挑戦する事業者には応援をするが、従来のまま営業している事業者には支援しないとの姿勢を崩していません。

全ての事業者が新しい業態へ展開できるわけではありません。地域の活性化や賑わいのためにも事業所支援を充実させる必要があります。

商工団体連合会の県要望に同席

県政暮らしのアンケートへのご協力ありがとうございました びっしり書き込まれた要求、願い実現のため 全力で取り組みます

県政暮らしのアンケートへのご協力ありがとうございました。

9月初旬に取組はじめて以来、短期日のうちに全県で3200通を超える回答・返信(大和高田市民からの返信は283通、11月10日現在)が寄せられました。

コロナ禍や物価の高騰で暮らし向きが厳しくなり、子育て支援では「子どもの医療費を無料に」また、高齢者では「介護保険料や利用料の引き下げ」「年金の引き上げ」など切実な願いを寄せていただきました。また、地域の要望として「市内を回るバスをもっと増やしてほしい」「ガタガタの道路を整備してほしい」「カーブミラーの設置を」などのご意見もいただきました。

これらのご意見をしっかり受け止め、取り組んでまいります。

大和高田市民からの返信をまとめました。

1) コロナで暮らし向きは？

厳しくなった 68.5%
変わらない 24.0%

厳しくなった理由(複数回答)としては、①物価があがった61.5%、②年金が下がった36.5%、③税金・公共料金の負担が増えた36.5%などでした。

どうやって生活を維持したか?(複数回答)

①食費や光熱水費を節約62.5%、②娯

0%、④医療の手控え14.5%。自治体にコロナ対策で何を求めるかの問いには6割の方が医療体制の充実をあげました。

コロナは、市民生活に重大で深刻な影響を与えています。その上に昨年、40年ぶりという物価高騰政治(アベノミクスがめざしたもの)です。

2) 子育て支援は何を求める？

(複数回答)

- ①いじめ・不登校対策の推進
- ②子供医療費ゼロ
- ③給食無償化
- ④通学路安全対策

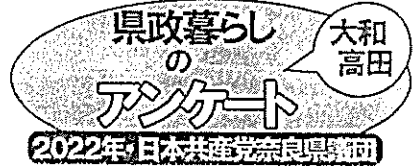
3) 高齢者支援は何を求める？

(複数回答)

- ①介護保険料引き下げ
- ②年金引き上げ
- ③後期高齢者医療費窓口負担引き下げ
- ④免許返納後の高齢者への支援策の拡充
- ⑤介護従事者の処遇改善

4) 県政に期待すること(複数回答)

- ①国保料の引き下げ
- ②上下水道料金引き下げ
- ③最低賃金引き上げ
- ④河川の整備促進



アンケートの中で具体的な声として寄せられたものには次のものがありました。

- ◆生活道路の改善が一番の希望。
- ◆住宅地内の道路の補修を。車の方向転換など激しく、道路が剥がれたり掘られてしまい水がたまる。
- ◆道路は歩行者、自転車、車いす、シルバーカー利用者使いやすい設計にしてほしい。市内の道はほとんどガタガタしている。
- ◆カーブミラーが見えない。更新してほしい。
- ◆大和高田市は他の市町村がびっくりするほど水道料金が安い。
- ◆介護施設で働いている。パートさんの給料を上げてほしい。
- ◆高校生までは修学支援があるが大学では支援が少ない。奨学金という名の借金を子どもに背負わせたくないような政策をお願いします。
- ◆全体的に夜の街灯が少ないので一人で歩くのが怖い。
- ◆大中公園以外の高田川の遊歩道の整備や草刈りを。
- ◆市内を回るバスをもっと増やして。
- ◆空き家対策を。

安全安心のまちづくり
願いのあるところどこへでも

第11号様式の5 (第5条関係)

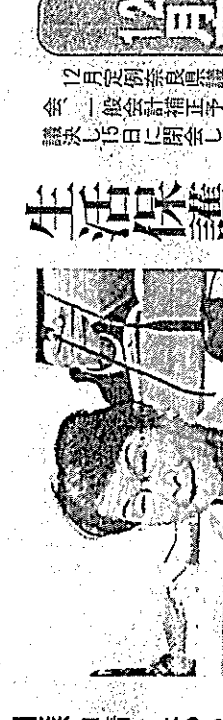
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2023年2月9日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月 (NO. 121) (112800 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (101700 枚)、駅頭配布等 (11100 枚)				
発行目的	12月定例奈良県議会の提案、議論 (代表質問・一般質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例県議会での日本共産党議員の本会議、委員会の発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。 ・新年度予算編成の時期にあたり、県議、県議団に寄せられた要求、願いを予算に反映するよう求め、予算要望書を知事に提出。懇談したことを、要望内容と合わせて詳報した。 ・県議団が取り組んだ県政暮らしのアンケートに書かれた身近な要求から、国政にかかわるものを政府省庁交渉を実施し、国に要望したことを知らせる。 読者の意見を求め、議会論戦に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	78309 円	(@2.8 円) 101700 枚分 ×1.1 (消費税) ×1/4	125
	印刷代	関西共同印刷所	63250 円	112800 枚分 × 1/4	123
	合計 141559 円 (100%充当)				
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2023年1月号 (No.121)				

注 発行した広報紙を添付してください。

具民に寄り添い、暮らし・福祉を守る 具政実現に全力



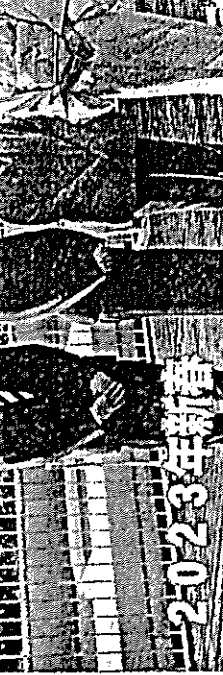
代表質問
小林 照代議員

12月定例会議員懇話会は12月1日開
会。一般会社補正予算などを審議
議決し16日に閉会しました。



代表質問
山村 幸徳議員

12月7日、小林照代議員が代表質問
問、8日に山村幸徳議員が一般質問
をいたしました。



2023年新着
戦争か平和か—日本も世界も歴史的岐路に立つ新しい年が幕をあげま
した。大軍拡増強の「戦争する国づくり」ストッパー！、大型公共事業
中心の政治から、「住民こそ主人公」、具民のいのち、暮らし・営業を
守る政治に転換するため、今年も全力で頑張ります。

生活保護受給は国民の権利！

の割合で、生活保
護申請につながら
ているか」の指
も課題の一つです。
3つは、「生活保
護のしおり」が親
切丁寧なものになっ
ているかどうかだ
と述べ、知事に
「生活保護制度が
憲法第25条の生存
権保障の理念とそ
と運用されるかは、
自治体での運用にかかっています。生活

地下水脈をきり、木簡など埋蔵文化財消失の恐れ 近鉄線移設・地下化計画は 本当に必要ですか 見直しを求める

平城宮跡内

策は必要だが、宮跡
内の踏切は過去5年
間無事故で渋滞も比
較的軽微だとして別
途検討すべきだと主
張しましたが、知事
は「木簡よりも人の
命が大事」と答弁。
あくまでも移設を推
進する姿勢です。

また、山村議員が
奈良県の性暴力被害
者サポートセンターが、被害にあつた
人がいつでも緊急に駆け込める体制を
とるよう、3月5日24時間体制確保
を求めたのは、子ども女性局長が、
改善に取り組みすることを表明しましたが、
一歩前進です。

山村幸徳議員は一般質問で、平城宮
跡を横切る近鉄線移設について知事に
質問しました。

踏切の渋滞対策として近鉄大和西大
寺駅から奈良駅までの路線を高側へ移
設して大宮通りの地下を通す計画は、
「世界遺産に認定された平城宮跡の木
簡など埋蔵文化財に影響を与える危険
性が高い」と指摘しました。国宝の
「平城宮跡出土木簡」3184点など
は、豊富な地下水によって保存されて
きたと強調し、「地下トンネルを掘る
ことは、この貴重な木簡や遺物を保護
する土を半ば永久に剥ぎ取り、水の流
れを変え、埋蔵文化財を消失させる危
険がある。多額の費用負担をして、移
設、地下化が必要なのか、検討が必要
だ」と主張しました。今後、人口減少
などで渋滞が発生しない可能性も指摘
しました。

これに対して知事は、国から法に基
づく踏切道改良が求められているもの
で、交通渋滞と踏切事故をなくす安全
対策だと答えるにとりまいました。

山村議員は、西大寺駅周辺の渋滞対

日本共産党 奈良県議会だより

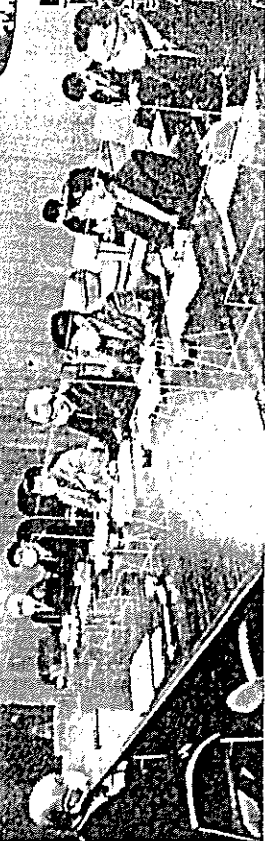
2023年 1月1日 NO.121

日本共産党奈良県議員団

県会議員	山村さちほ
県会議員	金井光子
県会議員	小林てるよし
県会議員	木田あつし

630-8501 奈良県庁4階500号室
TEL0742(27)5291 FAX0742(27)1492
Eメール narakar-jpp@forest.ocn.ne.jp

子ども医療費助成制度、18歳までの対象拡大と 病院窓口での「完全無料」の実現を 支払いのない



子ども医療費助成制度

県政をうしろ盾に押し進められた願

県民の暮らしを守るための項目

日本共産党奈良県議会議員
回は1月30日、新任選挙算
編成にあたり、共産党県会
議員団に寄せられている県
政にかかわる諸議案を、県
予算に盛り込むよう求めて
「2023年度予算要望書」を
提出。飛井正昭知事と懇
談（上野）しました。

予算要望書に書かれている
項目、個別の288項目。
新型コロナウイルス感染症
対策の推進、急激な物価
高騰で暮らしと営業が直撃
をうけているのに対して暮
らしと営業応援の手立てを
とるべく、高等学校、
後期高齢者医療費窓口負担
の引き下げを求め、莫大な
予算を投入する2000億は
県道路建設計画や先の見え
ない「中央新幹線」奈良県内
設置と関連付けた鉄道新線計画を見直
し、住民こそ主人公の予算編成に切り
替えるよう求めました。

国政に県政に 願いを届ける 実現させる

県内のバス路線が縮小さ
れようとしている問題、平
城宮跡内の鉄道線移設、地
下化問題などで、県民の暮
らしを守り、奈良らしい自
然と文化遺産を守るための
事業が進められるよう国の支援を求めました。

子ども医療費助成で、国
がペナルティをかけること
で自治体が考える制度助成
の枠がますます狭く
「お金のあふない必要な
医療にかけられない不公平を
改めるべきだ」と求めまし
た。小中学校施設問題では
「地域の事情に応じてす
めべき」となりました。

日本共産党奈良県議会議員
回は1月21日、厚生労働省
文部科学省、文化庁、国土
交通省、法務省の政府5省
庁に、県議団に寄せられた
国政要求11項目を説明。交
渉しました。

医療

厚生労働省に国政要求を手渡す県議団



市町村の独自の取り組みを押し進め、地方の自治を壊す「奈良モデル」事業はやめよ

奈良県には理工学部がない
ので希望が県外流出すること
で新たな学部の設置が必要と
した。

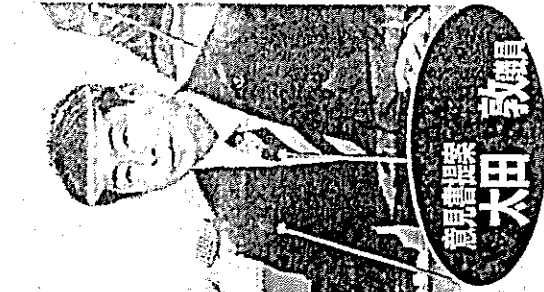
個人情報保護条例の改正は、
国の作った法に従うもので
すが、個人情報の保護が後退す
るものであり反対しました。

知事、副知事の特別職務酬
引き上げ条例、国民栄誉賞
議員提案した議員報酬の引き
上げ条例は、物価高騰で県民
が食費や光熱費を払うほど上
っているなかで県民感情にそ
わないとして反対しました。

今井議員は、12日議会提出
の補正予算等の議案が政府交
渉でも取り上げた口口対策
で医療機関の支援や光熱費対
策等を中心としたが、日本共
産党県議団は提出議案の中か
ら議案に反対しました。

本会議最終日には今井光平
議員が討論いたしました。今
議会も討論にたつたのは日本
共産党のみ。他党は賛成反対
いずれの討論もせずに全ての
議案に賛成しました。

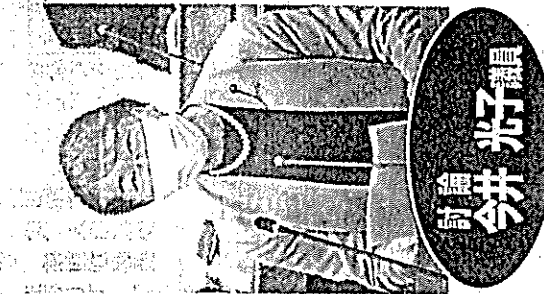
新たな理工大等を県内に設置
するといった計画が急進する
ました。この計画は国の大
学の設置基準が専任教員の増
幅減少など、大幅な規制緩和
がもたらされたことあり、
学生の学び環境確保が心配さ
れます。地域の産官学の中核
として企業との共同研究、成
果に応じた給与や柔軟な業務
など、県計画の内容国国の改
善そのものです。また、若田
知事は、経済安全確保の観点
のもとに専任教員の増員が必
要としており、日本の研究基
や研究機関、民間企業の科
技力が豊かであるために備
置される必要があり、現に若
田知事の府政の研究開発費は
科研究費を上回っています。



意見書提出 太田 敬順

小規模事業者への 支援充実を求める 意見書 全会一致で可決

も豊かになって、地域の方々の
経済活動に大きな影響が生じて
います。
本田あつし議員は、「新
型コロナ禍と物価高騰の中で、
困難に直面する中小企業・小
規模事業者を支援、地域経
済を再生させるための支援を
討する。中小企業経営の理
念にもとづきものづくりの培
技術の伝承、起業・創業、
成長環境の体制強化する」を
に求める意見書が議案として
全会一致で可決、成立しま
した。今後引き続く中小
業者の営業と生活を守るた
に頑張ります。



討論 今井 光平

個人情報保護条例の改正は、
国の作った法に従うもので
すが、個人情報の保護が後退す
るものであり反対しました。
奈良県には理工学部がない
ので希望が県外流出すること
で新たな学部の設置が必要と
した。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動日記簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2023年2月9日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2023年2月号 (NO.47、32560枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (19500枚) ・ポスティング (3000枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会でおこなった代表質問の内容を周知し、この間の政務活動等を写真等で知らせ、要求を聴取し、議会活動に反映する。				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政の重要課題について県議団がおこなった2023年県予算要望、政府省庁要望、コロナ対策緊急要望などの内容を紹介した。 ・ 県政暮らしのアンケートに寄せられた地域要求などを関係機関に申し入れた。危険な交差点、歩道橋の補修など、寄せられた身近な願いを土木事務所に伝え、回答をニュースで知らせた。 ・ 子ども医療費助成制度の対象年齢拡充、支払い方法の改善が県において準備されるなか、市町村が一步先んじて具体化をすすめたことで、対象年齢が18歳まで拡充されることになったことを知らせた。長年にわたる住民の要求運動の成果である。 ・ 意見を集約し、質問に活かす。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	214500円	32560枚分	124
	新聞折込代	奈良産経企画	60060円	@2.8円×19500枚分×1.1(消費税)	126
		合計	274560円		
	印刷代 (90%充当…充当額が上限となるため) 193050円 新聞折込代 (100%充当) 60060円 合計 253110円充当				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2023年2月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

太田 敦の県議会報告

日本共産党奈良県議会議員

2023年2月
NO. 47

日本共産党奈良県議会議員団

奈良市登大路町30

奈良県議会内

tel 0742 (27) 5291

fax 0742 (27) 1492

太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出東本町12の25

電話&FAX 0745-53-7102

ブログ 「太田あつしがゆく！」 [太田あつし](#) (検索)



国の予算も、県の予算も国民の税金です

大規模増税をやめて、県民のいのちを守り、暮らしを応援するものに

政府省庁要望

県予算編成にあたっての予算要望

コロナ対策緊急要望

県政暮らしのアンケートに寄せられた願いを国に実現させる



コロナ第8波から県民の命、医療守れと緊急要望



2023年予算編成にあたり要望書を知事に提出

新型コロナウイルス感染症拡大の第8波が広がる中、日本共産党の奈良県議会議員団は13日、荒井正吉知事宛てに第18回目となる緊急申し入れを行いました。山村さちほ、今井光子、小林てるよ、太田あつし、各議員と宮本次郎県議、コロナ対策本部責任者・前原謙、尾口

病床確保など対策を万全に

日本共産党県議団が第18次の緊急要望

コロナ感染症第8波・奈良で死者が急増

いつぞう大和郡山市議が参加。奈良県では高齢者施設でのコロナウイルス発生件数、死亡者数は第7波を超える勢い。病床数が足りず、救急搬送の困難事例が増加し、医療体制の逼迫（ひっ迫）が深刻です。申し入れでは▽医療機関への

日本共産党奈良県議会と同日議団は11月21日、太田あつし、山村さちほ、小林てるよ、今井光子の各県議と宮本次郎前県議、尾口いつぞう大和郡山市議が政府5省庁に41項目の要望を届け、交渉しました。

子どもの医療費助成に国がペナルティーをかける問題では、

近鉄築山駅南側の危険な通学路(国道165号)直ちに改善対策を

国交省に太田議員



奈良県と大和高田市の願いを国に伝える

「窓口立て替え払いをやめても受診者数は増えていないという自治体の調査がある。お金のあななしで必要な医療にかかれない不公平を改めよ」と求めました。

文部科学省では、自治体が独自に奨学金制度を実施する場合には国の支援があること、小学校統廃合問題では「学級数で機械的にすすめるものではなく、地域の実情に応じて市町村が判断できる」との回答を得ました。

国土交通省では大和高田市東中や栄町、そして大東町など国道に関する雨水対策、そして近鉄築山駅南側にあたる国道165号線沿いの危険な通学路の改善を求めました。

予算要望 不急の大型公共事業やめて県民の命、暮らしを守る事業にまわせ

11月30日、奈良県の新年度予算編成にあたり、共産党県議会議員団などに寄せられた県政にかかわる諸要求と要望を、県予算に盛り込むよう求めて、2023年度予算要望書」を提出。荒井正吉知事と懇談（上写真）しました。

予算要望は、重点要望41項目と個別要求288項目です。新型コロナウイルス感染症対策を推進すること、急激な物価高騰により直撃をうけている県民生活を応援し、暮らしと営業を守る手立てを、高すぎる国保料、後期高齢者医療費窓口負担の引き下げを求めるなど求めました。

莫大なる予算を投入する予定の2000円道庁道路建設（五條市）やリニア新幹線奈良市附近駅と開業を結び高速鉄道新線の建設（約1900億円）計画を抜本的に見直し、これら不急の大型公共事業予算を、住民の命、暮らしを守る予算編成に切り替えるよう求めました。

市立病院の移転に「産業会館」解体案が浮上 産業と労働者の拠点をなくさないで



大和郡田井の坂井町長に11月2日、市議会本会議で移転を検討している市立病院についてJR高田駅東広場と奈良県産業会館の敷地一帯を移転先の候補地にすると明らかにしました。移転するためには県産業会館を解体する必要があります。

県産業会館は地場産業振興センターとして開館しました。その後、「奈良県産業会館」と名前を変更し、中和労働会館の機能も県産業会館に移されました。

産業の振興を図るという産業会館としての機能、そして労働者の文化の向上や福利の増進という労働会館としての機能が県産業会館にはあります。

奈良県では2017年4月から小規模企業振興基本条例が施行されました。新型「コナ」による影響で今後さらに奈良県の産業の活性化への支援が求められることとなります。また、労働者の取り巻く状況は長時間過密労働や非正規雇用が大きな社会問題となるなど労働会館の果たす役割は重要です。

太田あつし県議は市立病院移転のための県産業会館を解体は、あらゆる角度から慎重に考えるべきだと、奈良県12月議会の経済労働委員会での県の対応を求めました。

子ども医療費助成制度の対象年齢が高校卒業相当年齢(18歳)まで、全市町村で拡大されます

子ども医療費助成制度の対象年齢が、県が「15歳まで」ところ、山添村は「20歳まで」、平群町、葛城市、香芝市、吉野町、野田川村、川上村、東吉野村が「高校卒業まで」としています。2021年8月から大和高田市、広陵町が拡充して、全部で10市町村が拡充しています。

共産党県議団が調査したところ、子ども医療費助成制度の対象年齢を、現行の「中学卒業まで」としていたものを、この4月(一部8月実施のところがあります)から「18歳・高校卒業相当年齢まで」に拡充することが、今、準備を急いでいるところもふくめて、県内すべての市町村で実施されることがわかりました。

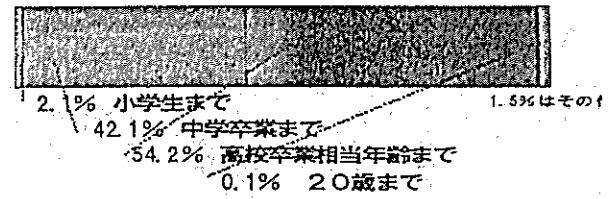
本当に粘り強い、住民の皆さんの要求運動と結んで、共産党議員が取り上げてきた成果が実を結んだものです。

先の12月市町村議会に次々と関係条例が提案され、奈良市など9市9町1村、19市町村が子ども医療費の助成対象年齢の拡充をきめました。12月議会に条例が出されなかった10町村に直接、取材したところ田原本町、明日香村、高取町、御杖村では、議員の質問に首長が「実施」を約束。残る下市町、上北山村、黒滝村、下北山村、十津川村、曾爾村の6町村も、担当課が「4月実施」(一部の町村は「8月実施」)を準備していました。

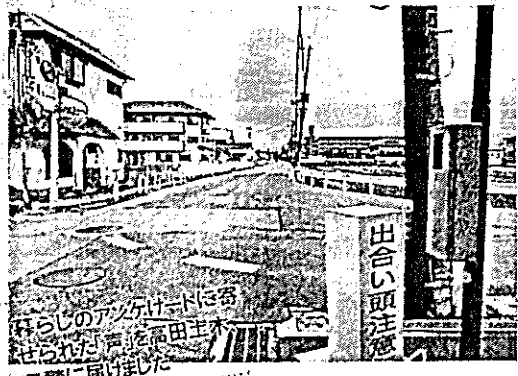
奈良県の福祉医療制度・子ども医療費助成制度は15歳までが対象、したん病院窓口で医療費を支払い、後日、一部負担金を差し引いて返金(働働払い)される仕組みを変えていないのに、何があったのでしょうか。下図をみてください。全国の市町村の子ども医療費(対象年齢)実況では、高校卒業まで実施している市町村が過半数以上になっています。中学卒業までとしている奈良県は、全国に遅れをとっています。このことに気が付いた奈良県と各市町村は、やっと真剣な議論をしたのだということが、わかる出来事だったのではないのでしょうか。

子ども医療費助成制度の対象者

全市町村の実況状況調べ(厚生労働省)



市民と県政を結んで全方で頑張っています

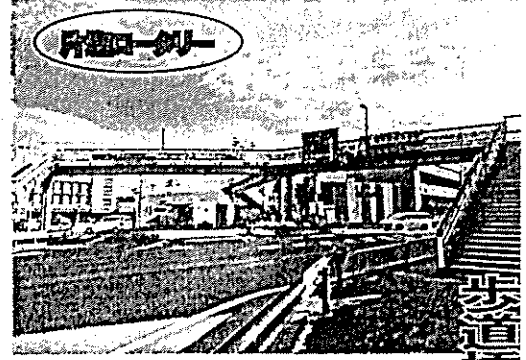


危険な交差点の改善を 県道大和高田桜井線(土庫小学校西側の交差点)

昨年秋から日本共産党県議団が取り組んだ「県政暮らしのアンケート」や県政報告会&要求懇談会で住民の皆さんから、たくさんの道路や歩道、交差点などの危険箇所改修の願いが寄せられました。その中の一つ、危険な交差点です。

「ぜひ、早く改良してほしい」との声が寄せられました。交差点には「出会い頭注意」の看板(上写真)が立てられています。

さっそく、太田あつし議員と共産党市会議員団では、高田土木事務所や県警に申し入れを行い、安全対策を講じるように働きかけています。



歩道橋の補修工事始まる

大和高田市内の片塩ロータリーの交差点にある歩道橋は老朽化が進み「地震で倒れることはないのか」「もう少しきれいにならないのか」との相談を、これまでお聞きしてきました。

昨年2月10日、「片塩ロータリー交差点の歩道橋の安全対策と老朽化対策を求める申し入れ」を日本共産党大和高田議員団で行い、県議会でも取り上げてきました。

数十年が経過している歩道橋は塗料が剥がれ落ちていたり目立ち、鉄の部分も劣化して穴が開いている部分も数か所あります。

今年に入って補修工事が行われることになりました。片塩ロータリーの歩道橋は大和高田市のランドマークとして市内外から知られています。歩道橋の補修工事をきっかけに周辺の賑わいづくりに取り組んでいきたいと思ひます。

2022年度事務所状況報告書

会派・議員名 太田 敦

① 務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 <u>大和高田市日之出東本町10 1287-1</u> 電話 <u>0745 (27) 6807</u> 延べ床面積 <u>50.05 m² (駐車区画東25、26、27)</u>
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 <u>モータープール吉川</u>) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 <u>50.05 m² (a)</u> 、うち政務活動使用面積 <u>25.025 m² (b)</u> <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = <u>25.025 / 50.05</u> → 按分率 <u>1 / 2</u>
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 <u>1 / 2</u> (按分率の考え方: <u>後援会事務所との面積按分</u>)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 <u>1 / 2</u> (按分率の考え方: <u>事務所賃借料と同率按分</u>)
⑨ 備考	事務所には車庫3区画 (東25、26、27) を充てているため、駐車場賃貸契約書でもって事務所賃貸契約とする 契約の期間は内容に変更がないとき自動更新 (賃貸契約書第3条) される

*事務所の面積; 5.50m × 9.10m (50.05m²)

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

駐車場貸契約書

賃貸者と賃借者は、自動車の用に供する場所(以下「駐車場所」と言う)の賃貸借について以下の通り契約を締結する。

(1) 当事者の氏名

賃貸人(貸主) 吉川 元 祥

賃借人(借主) 木田 敬

(2) 契約場所

所在地 大和高田市日之出東本町 10 1287-1

駐車場所表示 番号 東 25、26、27

貸主は上記の駐車場所を必要に応じて他の場所に変更することができる。

(3) 契約内容

使用目的

駐車用

駐車する自動車

登録番号 車体番号

車 名 形 式

年 式

契約期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日迄の1年間

月額賃料

青空駐車代金 円

車庫駐車代金 45000 円

(4) 支払方法

郵便貯金通帳より自動払い込み方式(引き落とし日:2日)

自動振り込み口座名 モーターブール 吉川

口座番号



駐車場貸契約書

第1条 物件の表示

本物件の表示は(2)契約物件に記載の通りとする。

第2条 使用目的

借主は本物件を(3)契約内容に記載の目的のみに使用し、自動車以外の自動車を他の自動車に変更するときは、あらかじめ借主の承諾を得なければならない。

第3条 契約期間

借主は本物件を(3)契約内容に記載する通りとする。
但し、貸主・借主から何らかの申し出がない場合は、同一条件にて自動更新とする。

第4条 保管場所承諾書(車庫証明書)

借主は貸主に警察署へ提出する保管場所承諾書(車庫証明書)の発行を請求するとき賃料の6ヵ月分を前納するものとする。

第5条 賃料及び変更

1 貸主は次のいずれかに該当する項目で必要が認められた時は賃料を改定する。

① 地価及び物価の変動が生じたとき。

② 公租公課などに変更が生じたとき。

2 貸主は前項の改定をしようとするときは、改定の期日・賃料など書面をもって改定月の1ヵ月前までに借主に通知しなければならない。

第6条 届出義務

借主は現住所などに変更が生じたときは直ちにその旨を書面で貸主に通知する。

第7条 禁止事項

1 借主は、駐車場の全部または一部を転賃してはならない。

2 借主は、駐車場の賃借権を譲渡してはならない。

3 契約者以外の車両を駐車してはならない。

第8条 遵守義務

借主は、貸主が策定する駐車場内の規則を、厳守し秩序維持と適切な管理運営の推進のため貸主が必要と認め指示する事項に従わなくてはならない。

第9条 損害賠償

1 借主の関係者(運転者・使用人など)が、故意または過失により駐車場の施設及び器具備品に対する、物損事故・人身事故による損害および被害を与えた場合、借主は、直ちに貸主及び所轄警察署に事故報告し、損害を賠償すること。

2 天災地災などによる、類焼その他不可抗力または、貸主が当事者とならない事故などにより借主が被った被害(盗難・当て逃げなど)については、貸主はその責めを負わない。

第10条 明け渡し

- 借主は、本契約を解約するときは口頭にて申し出ることにし翌月末日が解約日となり、その日までに駐車場の明け渡しをすることとする。従って、賃料は月割り計算とする。
- 借主は、明け渡しの際移転料及び立ち退き料を貸主に請求することは出来ない。
- 借主は、貸主より1ヵ月以上の期間をもって明け渡しを請求があった場合にはすみやかに本契約を解除し、本物件を明け渡さなくてはならない。

第11条 契約の当然解除

借主は、次の各項目の一つでも該当する行為を行った場合は、貸主は何ら催促をせずとも本契約を解除することができる。

- 賃料の2ヵ月滞納したとき。
- 共同の秩序を乱す行為を確認したとき。
- その他、本契約書の各項目に違反が認められたとき。

第12条 契約終了時の義務

借主は、この契約が終了したときに於いて、貸主が警察署に提出する保管自動車異動届に定める借主が掲載しなければならない事項について記載及び署名捺印をしなければならない。

第13条 特記事項

以上の項目を貸主・借主双方了承いたしましたので、本通知2通作成し各自署名捺印をした上で各自1通を所持するものとします。

平成27年5月 / 日

賃借者

住所 下和高田市日吹東本町12-25

氏名 太田 敬

電話番号 0745-537102

賃貸者

住所 大和高田市日之出東本町5-1-1

氏名 吉川 元祥

電話番号 0745-24-5566

2022年度雇用状況報告書 (その1)

会派・議員名 太田 敦

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 (18日)</td> <td>69.0時間</td> <td>96.5時間</td> <td>27.5時間</td> </tr> <tr> <td>5月 (18日)</td> <td>65.5</td> <td>93.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>6月 (21日)</td> <td>85.0</td> <td>115.5</td> <td>30.5</td> </tr> <tr> <td>7月 (19日)</td> <td>72.0</td> <td>98.5</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>8月 (20日)</td> <td>68.5</td> <td>96.5</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (19日)</td> <td>68.5</td> <td>92.5</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	4月 (18日)	69.0時間	96.5時間	27.5時間	5月 (18日)	65.5	93.5	28.0	6月 (21日)	85.0	115.5	30.5	7月 (19日)	72.0	98.5	26.5	8月 (20日)	68.5	96.5	28.0	9月 (19日)	68.5	92.5	24.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
4月 (18日)	69.0時間	96.5時間	27.5時間																											
5月 (18日)	65.5	93.5	28.0																											
6月 (21日)	85.0	115.5	30.5																											
7月 (19日)	72.0	98.5	26.5																											
8月 (20日)	68.5	96.5	28.0																											
9月 (19日)	68.5	92.5	24.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類 																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2022年度雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 太田 敦

① 用者	氏名 住所 電話番号	[REDACTED]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2022年4月1日～2023年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)																													
⑥ 按分率の 考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する (その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (19日)</td> <td>71.0時間</td> <td>97.5時間</td> <td>26.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (21日)</td> <td>79.0</td> <td>103.0</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>12月 (19日)</td> <td>70.5</td> <td>94.5</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>1月 (19日)</td> <td>66.0</td> <td>89.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>2月 (19日)</td> <td>77.0</td> <td>103.0</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td>3月 (20日)</td> <td>76.0</td> <td>104.0</td> <td>28.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 () → 按分率 /		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	10月 (19日)	71.0時間	97.5時間	26.5時間	11月 (21日)	79.0	103.0	24.0	12月 (19日)	70.5	94.5	24.0	1月 (19日)	66.0	89.5	23.5	2月 (19日)	77.0	103.0	26.0	3月 (20日)	76.0	104.0	28.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
10月 (19日)	71.0時間	97.5時間	26.5時間																											
11月 (21日)	79.0	103.0	24.0																											
12月 (19日)	70.5	94.5	24.0																											
1月 (19日)	66.0	89.5	23.5																											
2月 (19日)	77.0	103.0	26.0																											
3月 (20日)	76.0	104.0	28.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名

住所

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2022（令和4）年4月1日から2023（令和5）年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動をとを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

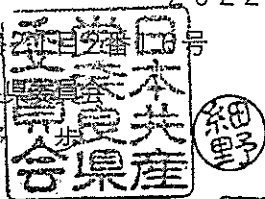
(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

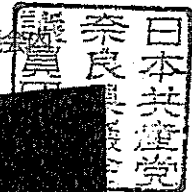
この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2022(令和4)年 4月 1日

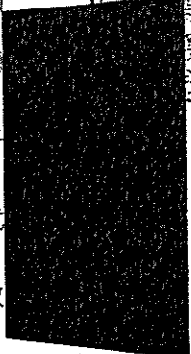
所在地 奈良市四條大路20番地
 甲 事業所名 日本共産党奈良県委員会
 代表者 委員長 細野



所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会
 乙 事業所名 日本共産党奈良県会議員団



県議会議員 山村 幸穂
 県議会議員 今井 光子
 県議会議員 小林 照代
 県議会議員 太田 敦



政務活動補助業務賃金台帳(2022年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賞与1		賞与2		合計	
	18	19	18	19	21	19	21	19	21	19	21	19	21	19	21	19	21	19	21	19	21	19	21	19	21	19	21	19		21
労働日数	69.0	65.5	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	232
労働時間数	69.0	65.5	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	72.0	85.0	868.0
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	124,200	117,900	153,000	129,600	123,300	123,300	123,300	127,800	142,200	126,900	118,800	138,600	136,800	1,562,400																
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給付額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
領収印																														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。